

「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画（仮称）」
（素案）

目 次

第1編 全市的にユニバーサルデザインのまちづくりを進めるための方針 (マスタープラン)

1. 計画策定の背景.....	- 1 -
1.1 共生社会の実現を目指して.....	- 1 -
1.2 ユニバーサルデザインのまちづくり.....	- 1 -
1.3 バリアフリー法の改正.....	- 2 -
1.4 「明石市交通バリアフリー基本構想」によるバリアフリー整備.....	- 2 -
2. 本計画の特徴.....	- 3 -
2.1 計画の位置付け.....	- 3 -
2.2 検討経緯.....	- 4 -
2.3 「明石市交通バリアフリー基本構想」の検証.....	- 5 -
2.4 基本理念.....	- 6 -
2.5 基本理念の実現に向けた本計画の特徴.....	- 7 -
3. 全市的なユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針.....	- 9 -
3.1 基本方針の考え方.....	- 9 -
3.2 安全・安心なまちを支える都市整備.....	- 10 -
3.3 心のバリアフリーの推進.....	- 17 -
3.4 ユニバーサルデザインのまちづくりに必要な情報提供.....	- 19 -
3.5 ユニバーサルツーリズムの推進.....	- 20 -
3.6 災害時・緊急時に対応したユニバーサルデザインのまちづくり.....	- 21 -
4. バリアフリー化の優先的な促進が必要な地区(移動等円滑化促進地区)の選定.....	- 22 -
4.1 移動等円滑化推進地区の選定.....	- 22 -
4.2 生活関連施設と生活関連経路の設定.....	- 24 -

5. 移動等円滑化促進地区のまちづくりに関する方針	- 26 -
5.1 JR 朝霧駅周辺地区	- 26 -
5.2 JR 明石駅・山陽電鉄山陽明石駅周辺地区	- 28 -
5.3 JR 西明石駅周辺地区	- 30 -
5.4 JR 大久保駅周辺地区	- 32 -
5.5 JR 魚住駅周辺地区	- 34 -
5.6 JR 土山駅周辺地区	- 36 -
5.7 山陽電鉄西新町駅周辺地区	- 38 -
5.8 山陽電鉄林崎松江海岸駅周辺地区	- 40 -
5.9 山陽電鉄中八木駅周辺地区	- 42 -
5.10 山陽電鉄東二見駅周辺地区	- 44 -
5.11 山陽電鉄西二見駅周辺地区	- 46 -

第 2 編 事業を重点的・一体的に実施することが必要な地区の方針（基本構想）

→ **第 2 編以降は、次回協議会で提示します**

1. 重点整備地区の指定	
2. 山陽電鉄林崎松江海岸駅周辺地区	
3. JR・山陽電鉄 明石駅 周辺地区（暫定版）	
4. JR 西明石駅 周辺地区（暫定版）	

参考資料（市の現況・バリアフリー化の状況・アンケート結果）

第1編 全市的にユニバーサルデザインのまちづくりを進めるための方針（マスタープラン）

1. 計画策定の背景

1.1 共生社会の実現を目指して

本市は「住みたい・住み続けたいまち」をめざし、障害のあるなしや性別にかかわらず、こどもから高齢者まで誰にでもやさしいまちづくりの取組を進めています。

2017年（平成29年）12月には、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機に共生社会の実現を目指す「共生社会ホストタウン」に登録されました。2019年（令和元年）8月には、先導的な取組が評価され、「先導的共生社会ホストタウン」の認定を受けています。

こうしたことを受け、すべての市民が安心して暮らせるまち明石を実現するために、本市における今後の包括的指針となる「(仮称)あかしインクルーシブ条例」の制定に向けた検討を2018年度（平成30年度）から行っています。国連の持続可能な開発目標（SDGs）の理念に基づき、本市は「誰ひとり置き去りにすることなく助け合うまちづくり」という考えのもと、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に、支えあい、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指しています。

1.2 ユニバーサルデザインのまちづくり

共生社会の実現のためには、人々の心のあり方に働きかける「心のバリアフリー」とあわせて、誰もが暮らしやすく、安全で快適に移動できる「ユニバーサルデザインのまちづくり」を推進することが必要です。

本市においても、障害の有無や年齢・性別にかかわらず、誰もが自分自身で自由に移動できるよう、利用者視点に立ち、生活しやすいユニバーサルデザインのまちづくりに向けた取組を進めているところです。



図. 明石市の共生社会実現に向けた取組

1.3 バリアフリー法の改正

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という。）においては、高齢者、障害者等が移動や施設利用をする上での利便性・安全性の向上を図るため、旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対してバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置等を定めています。

2018年（平成30年）にバリアフリー法が改正され、同法に基づく措置は「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資することを旨として行われるものであることが基本理念として明記されたほか、市町村がバリアフリー方針を定める「移動等円滑化促進方針（マスタープラン）制度」が創設されるなどの改正が行われました。

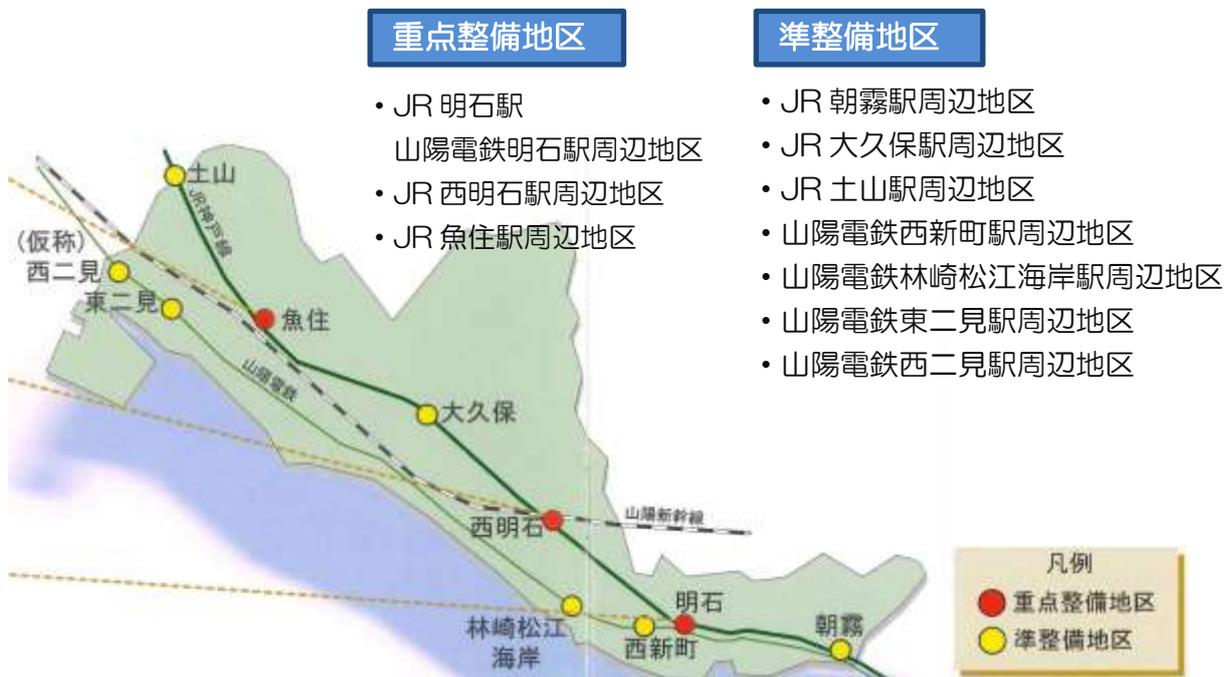
1.4 「明石市交通バリアフリー基本構想」によるバリアフリー整備

本市においては、2002年（平成14年）に、旧・交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）に基づき、「明石市交通バリアフリー基本構想（以下、「平成14年基本構想」という。）」を策定しました。

平成14年基本構想では、3地区を「重点整備地区^{*1}」に設定し、駅舎、駅前広場、歩道等の交通分野におけるバリアフリー化を進めてきました。

また、7地区を本市独自の「準整備地区^{*2}」に設定し、バリアフリー化を進めてきましたが、その後のまちの変化やバリアフリー法の改正等を受け、更なるバリアフリー化が求められています。

2002年(平成14年)策定 明石市交通バリアフリー基本構想



* 1. 重点整備地区

旧・交通バリアフリー法に基づき、関係者が重点的かつ一体的・総合的に整備を実施する地区

* 2. 準整備地区

軽微な投資で効果の高い整備内容を中心にバリアフリー化を個別に図ることとし、本市が独自に設定する地区

2. 本計画の特徴

2.1 計画の位置付け

「1. 計画策定の背景」に記載した背景を受け、本計画を現行のバリアフリー法に基づく法定計画として策定することとします。本計画の第1編「全市的にユニバーサルデザインのまちづくりを進めるための方針（マスタープラン）」は、市域全体のバリアフリーに関する方針を定めるとともに、旅客施設（鉄道駅）を中心とした地区について、面的・一体的なバリアフリー化の方針を定める「移動等円滑化促進方針（マスタープラン）」と位置付けます。また、第2編「事業を重点的・一体的に実施することが必要な地区の方針（基本構想）」は、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する核となる事業の具体化が見込める地区についての事業計画である「基本構想」と位置付け、平成14年基本構想の見直しを図ります。

また、計画策定に当たっては、現在検討中の「（仮称）あかしインクルーシブ条例」の理念・方向性を十分に踏まえつつ、平成14年基本構想及び2018年度（平成30年度）に策定した明石駅周辺を重点モデル地区とする「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり重点モデル地区実行計画」の内容を前提に、関連する法令・条例・計画との整合を図りながら策定します。

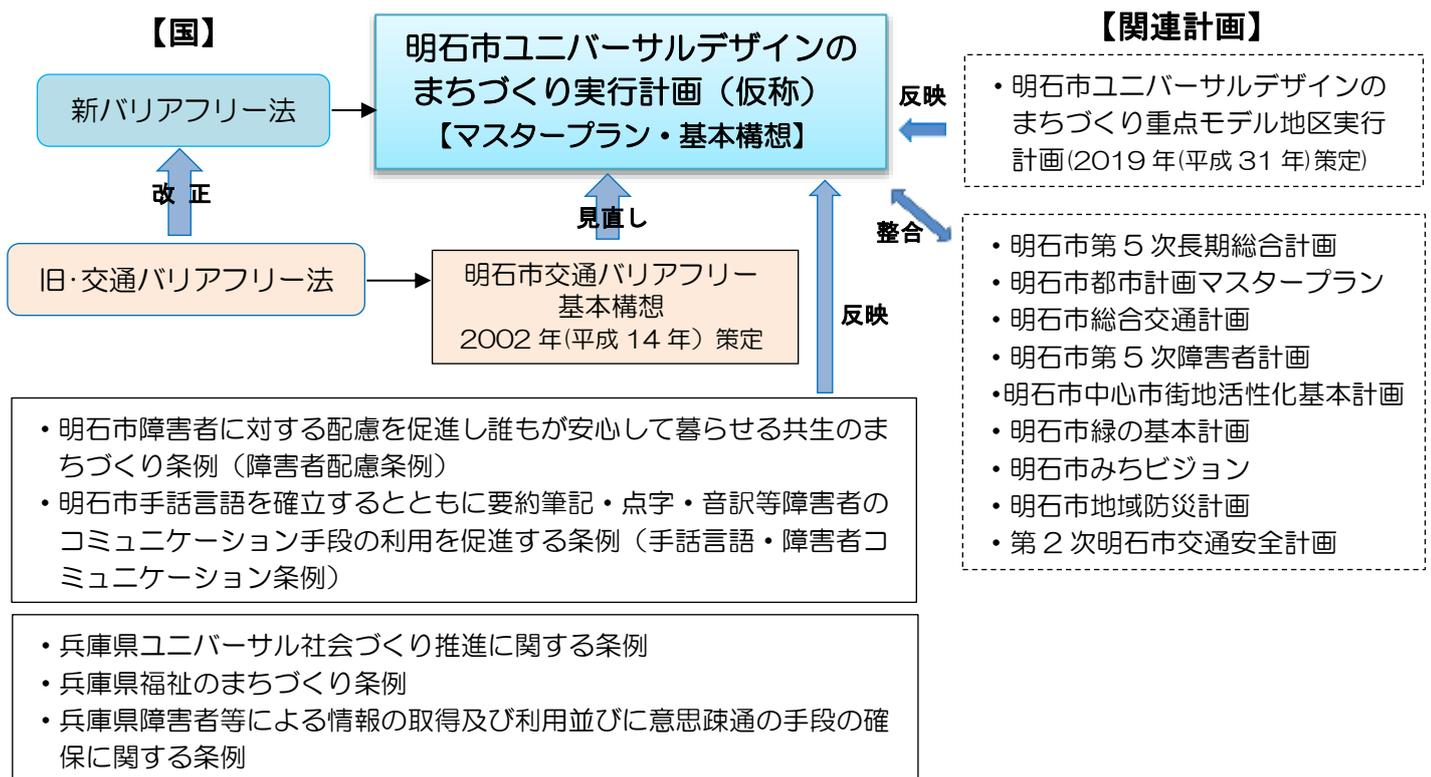


図. 計画の位置付け

2.2 検討経緯

本計画の策定にあたっては、高齢者・障害者等の当事者、交通事業者、行政機関、有識者等で構成される「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会」での議論のほか、アンケート調査、ヒアリング調査、まちあるき点検等を通じて、多くの方々の意見を踏まえながら検討を進めました。

◆2018年度（平成30年度）

10月21日	あかしユニバーサルモニターとのまちあるき点検（明石駅周辺）
2月1日	2018年度第1回 明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会
2月～3月	市民アンケート調査
2月	障害当事者団体へのヒアリング調査
3月19日	2018年度第2回 明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会

◆2019年度（令和元年度）

6月3日	2019年度第1回 明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会
7月1日	山陽電鉄林崎松江海岸駅周辺のまちあるき点検
8月27日	2019年度第2回 明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会
10月4日	JR西明石駅周辺地区まちあるき点検（予定）
月 日	第3回 明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会（予定）
月 日	パブリックコメントの実施（予定）
月 日	第4回 明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会（予定）



2018年度第1回 協議会



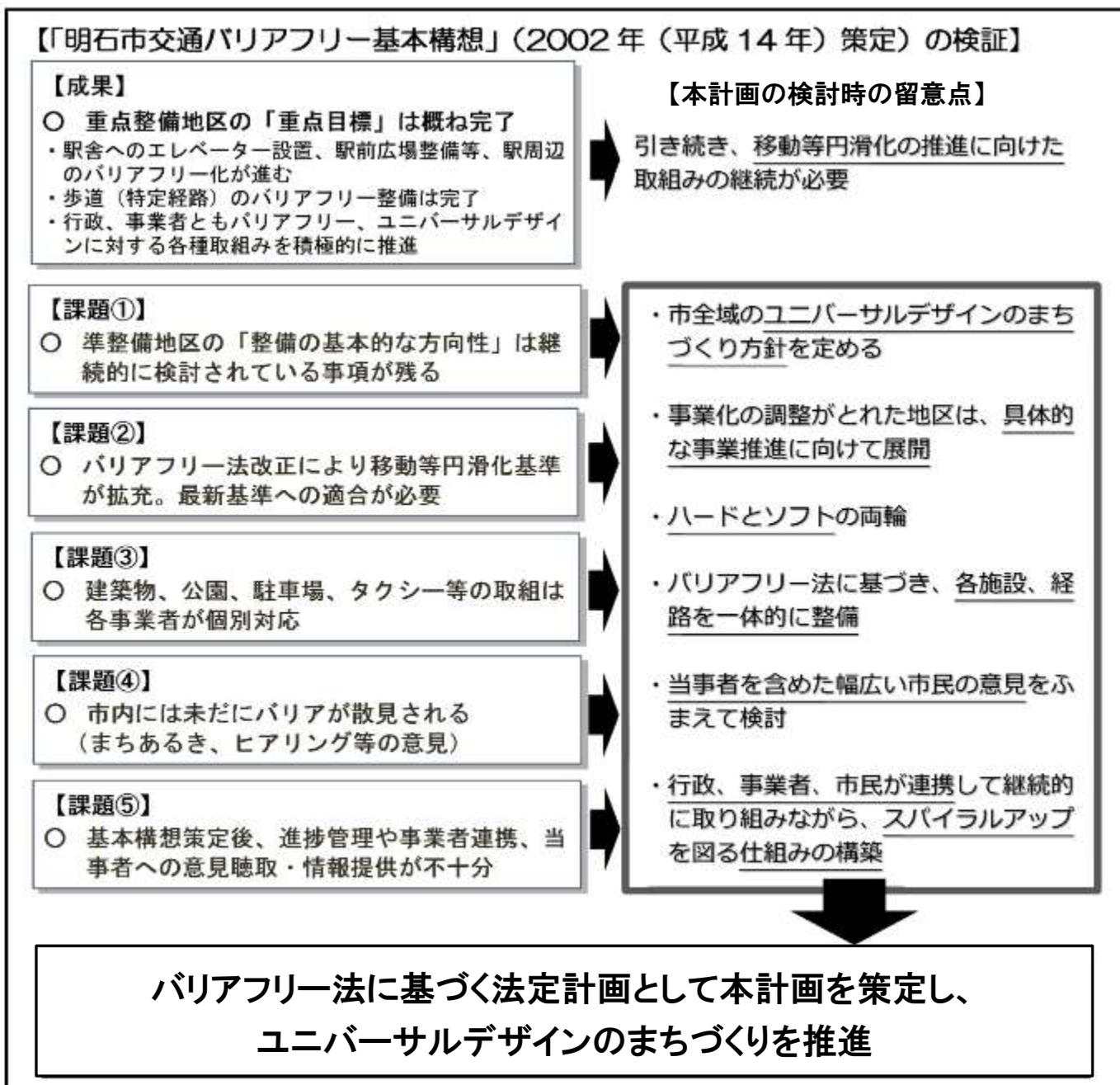
まちあるき（林崎松江海岸駅周辺地区）

2.3 「明石市交通バリアフリー基本構想」の検証

平成 14 年基本構想に基づく重点整備地区のバリアフリー整備は、2017 年(平成 29 年)までに概ね完了しました。

一方、2018 年度(平成 30 年度)に行った平成 14 年基本構想の検証では、下表のとおり、成果と課題が抽出されました。課題としては、準整備地区には継続的に検討されている事項が一部残っている、バリアフリー法改正による最新基準への適合が必要である、現在のバリアフリー法の対象となる建築物・公園・駐車場・タクシー等を含めた一体的な取組がなされていない等が挙げられました。

こうした課題を整理しながら、本計画をバリアフリー法に基づく法定計画として策定し、引き続きバリアフリー化、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進していきます。

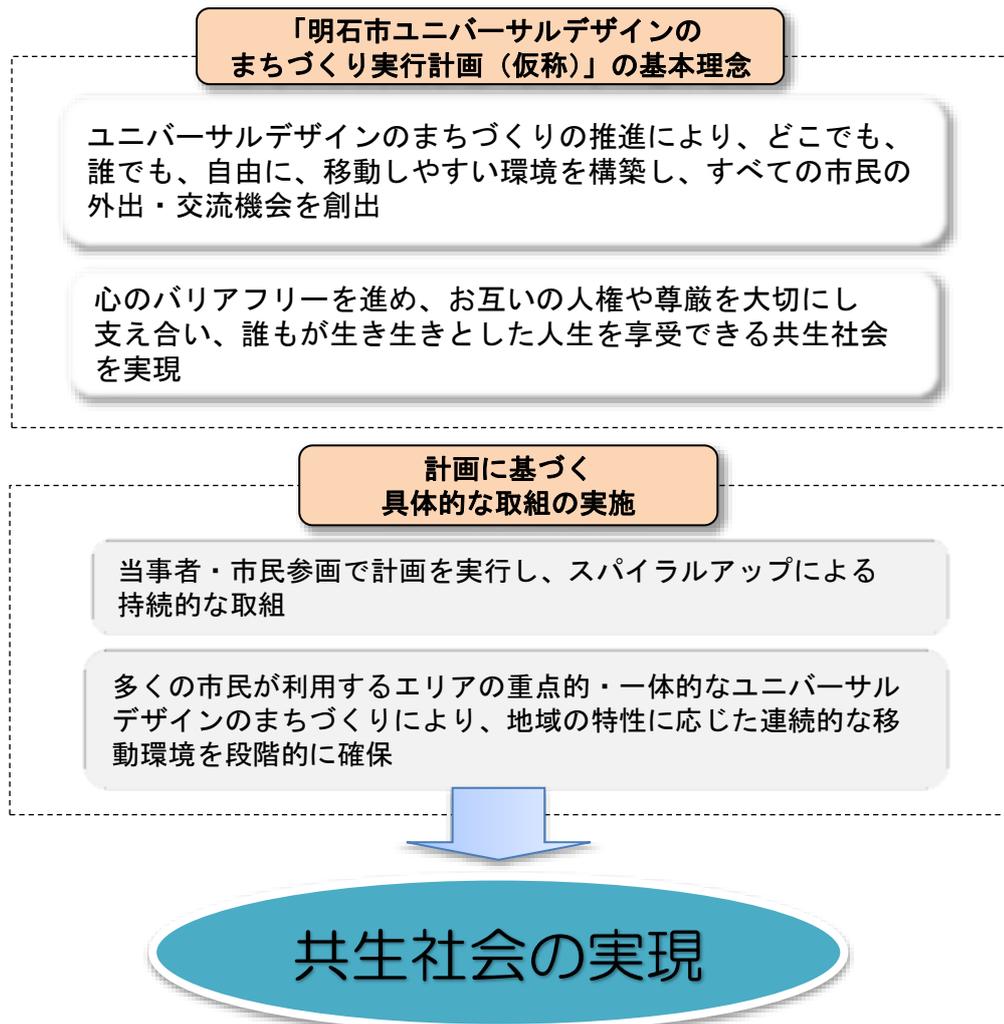


2.4 基本理念

誰もが「出かけることができる」「出かけたくなるまち」を目指し、ユニバーサルデザインの考えに沿って全市域のまちづくりを進め、誰も取り残されることのない共生社会を実現します。

国連の持続可能な開発目標（SDGs）の理念に基づき、本市は「誰ひとり置き去りにすることなく助け合うまちづくり」という考えのもと、年齢、性別、能力などのいかににかかわりなく、すべての人が安心して暮らすことができ、また、その持てる能力を最大限に発揮して、自己の存在を誇らしく感じることができる共生社会の実現をめざします。

本計画は、誰もが安心して自分自身で自由に移動できるよう、利用者視点に立った、ユニバーサルデザインのまちづくりを全市的に進めるための方針を示しています。



本市が目指すインクルーシブな社会の方向性

- 誰もが平等である社会を実現するため、障害者等が必要とする支援を受けることができる
- 障害者等を支援される存在としてのみとらえることなく、その自己決定権を尊重し、すべての市民が自ら活躍できる存在として、その力がまちづくりにより効果を生み出すために必要であると理解される
- 必要なときに必要な支援を受けることができ、誰もが心から安心して暮らすことができる
- 誰もが個性を活かし、持てる力を最大限に発揮できる

図. 本計画の基本理念の考え方

2.5 基本理念の実現に向けた本計画の特徴

基本理念の実現に向けて、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていくため、本市においては、以下の点を特に重要な点と捉え、本計画を策定しています。

(1) 利用者視点に立ったユーザビリティの向上

様々な立場の市民の意見を計画の推進に取り入れるとともに、実際に一緒にまちを歩き、当事者の不便や困難を共有しながら検討した施策を展開することで、利用者視点に立ったユーザビリティの向上に取り組みます。

(2) 当事者参画による計画の推進

本計画の実現に向けた取組が効果的に実施されるには、高齢者、身体障害者、精神・知的障害者、子育て世代等、様々な立場の市民の積極的な参画により、意見が本計画に基づく取組に的確に反映されることが必要です。そのため、当事者参画できる機会や仕組みを構築し、事業の検証や評価を行いながら、スパイラルアップを図っていきます。

(3) 「ハード」と「ソフト（ハート）」の両輪

共生社会の実現に向けては、「ユニバーサルデザインのまちづくり」の取組と同時に、人々の意識や行動に向けて働きかける「心のバリアフリー」を進めることが必要です。

本計画では、「ハード」施策と「ソフト（ハート）」施策を両輪として、まちづくりを推進するための取組を定めます。

(4) ユニバーサルツーリズムの推進

市民や、本市を訪れる誰もが安心して外出を楽しむことができるまちを目指すことは、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりにつながります。

このため、ユニバーサルツーリズムを推進し、支援が必要な人が気軽に外出でき、明石の魅力的な歴史・文化資源を楽しむことができるよう、環境整備や情報発信を行います。

(5) 災害時・緊急時に対応したユニバーサルデザインのまちづくり

誰もが安全・安心に暮らせる生活環境にするためには、平常時だけでなく災害時・緊急時に対応したユニバーサルデザインのまちづくりも必要となります。各避難所における施設面のバリアフリー化はもとより、避難時でも円滑にコミュニケーションを図ることができるような環境を整えるなど、災害時における要配慮者の支援について、ソフト・ハード両面から進めていきます。

(6) 地域との連携

本計画は、バリアフリー法に基づく法定計画として、移動等円滑化促進地区や重点整備地区を設定しますが、行政や事業者主導の取組だけではなく、地域と連携して地域の実情に応じたユニバーサルデザインを進めるため、地域発案によるユニバーサルデザインの推進に関する取組を本計画に位置付けることを検討していきます。

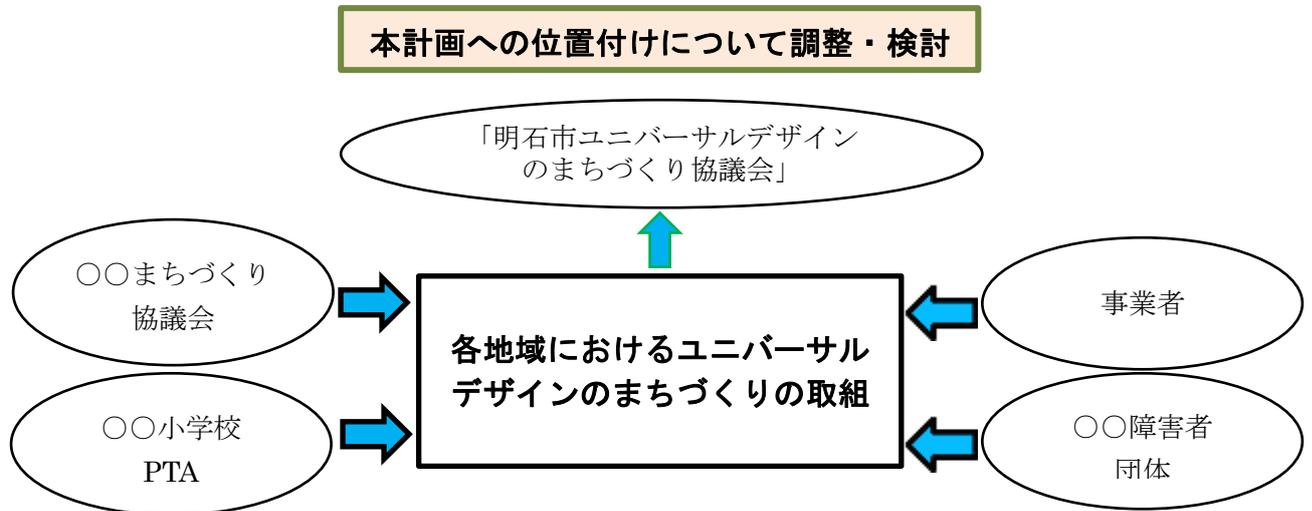


図. 地域との連携イメージ

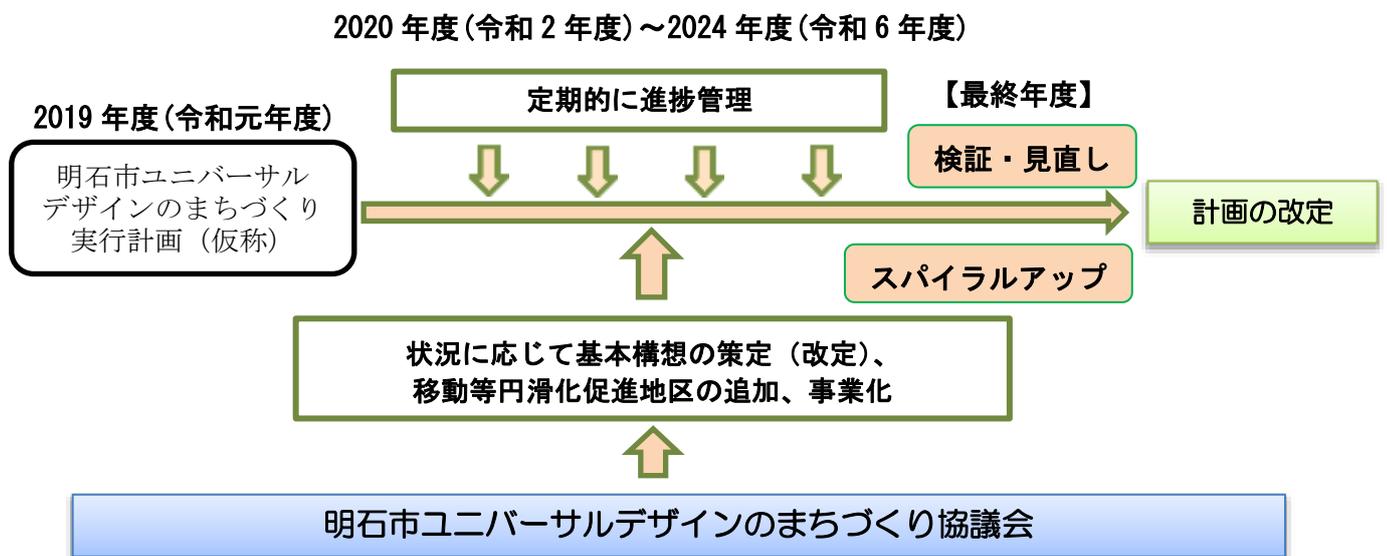
(7) 計画の継続改善と見直し

本計画の目標年度を2024年度（令和6年度）とします。

計画期間中は、「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会」において当事者参画のもとで、本計画に基づく取組内容をできる限り明確化しながら、定期的に進捗管理を行い、継続的に取組を推進していくこととします。

計画最終年度の2024年度（令和6年度）には、本計画の検証を行った上で、見直すこととし、スパイラルアップを図っていきます。

なお、計画期間中であっても、現在本市において検討中の「(仮称) あかしインクルーシブ条例」の制定時には、必要に応じて見直しを行うこととします。



3. 全市的なユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針

3.1 基本方針の考え方

基本理念に基づき、市域全体のユニバーサルデザインのまちづくりを進めていくための基本的な方針を示します。

市内の物理的なバリアフリー化などのハード整備と、心のバリアフリーを重点的に推進しながら、外出移動に必要な情報の提供、すべての人が外出を楽しむことができるユニバーサルツーリズム、災害時・緊急時に対応したユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

■基本方針の考え方を自転車に例えると・・・



3.2 安全・安心なまちを支える都市整備

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進にあたり、移動環境を構築する基盤となる公共交通、道路、横断歩道・信号、建築物、路外駐車場、都市公園等の整備方針について示します。

(1) 当事者や市民の意見の反映

バリアフリー基準の適合に向けた取組を全市的に進めるとともに、施設整備の計画・設計段階において、障害当事者等の多様な利用者の意見を反映するための仕組みや、利用者の意見を施設の管理・運営に生かす仕組みを構築・活用していきます。

あわせて、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のため、バリアフリー設計の専門家、当事者リーダーの育成も進めます。

①市が施工する施設整備工事への利用者意見の反映の仕組み

市が施工する施設整備のうち、多様な利用者の意見を聴取した上で整備内容に反映すべきものについて、計画・設計段階において利用者と現地や計画内容の確認を行い、意見を整備内容に生かすための仕組みを構築・活用していきます。

②「あかしユニバーサルモニター制度」を活用した整備の支援

「あかしユニバーサルモニター制度[※]」を活用し、バリアフリー環境や情報アクセシビリティ等の充実に関する意見を施設の管理・運営に生かす仕組みを構築し、活用していきます。

※「あかしユニバーサルモニター制度」

障害当事者等が、日常生活において気付いた点を、市が主催する意見交換会等で意見として提案し、いただいた意見をまちづくりに反映する制度

③兵庫県「チェック&アドバイス制度」の活用

兵庫県の福祉のまちづくり条例に基づき、多数の方が利用する施設について、県が登録する「福祉のまちづくりアドバイザー」が利用者・専門家の視点から点検・助言を実施する「チェック&アドバイス制度」を活用し、市内の建築物のバリアフリー化を進めていきます。

④バリアフリー整備の専門家の育成

建築物や歩道等のバリアフリー整備にあたっては、基準が設定されており、各種ガイドラインも発行されています。これらの基準の徹底や、基準への適合義務がない小規模店舗での望ましい改修方策、小規模な改修でも効果的な対策等の知識・技術を習得するため、専門家を対象にした育成プログラムの導入を検討します。

⑤当事者リーダーの育成

当事者参画による取組を推進するため、障害者等の当事者が取組に参画し、自らの言葉で、あらゆる場で積極的な発言することを通じて、地域社会のリーダーとなるための育成方策について検討します。

(2) 公共交通（鉄道・バス・タクシー・旅客船）

高齢者、障害者等の安全・円滑な移動経路の確保、バリアフリー化された車両等の普及、誰もがどこにでも移動できる切れ目のない交通体系の構築、乗務員の接遇向上や適切な情報提供等に努めます。

①すべての市民の移動の確保に向けた交通体系の整備

現在、鉄道、路線バス、コミュニティバス（Taco バス）、タクシー、旅客船により地域内の移動を確保しています。バス路線の再編や次世代モビリティ、新技術の活用も視野に入れ、各種交通手段の適切な役割分担により、すべての市民が安全で円滑に移動しやすい交通体系を整備していきます。

②旅客施設の移動等円滑化

市内にある鉄道駅 18 駅（播磨町内に立地する JR 土山駅も含む）のうち、バリアフリー化が求められている 1 日あたりの乗降客数が 3,000 人以上の 12 駅について、移動等円滑化経路の最短化・複数化を目指します。また、1 日あたりの乗降客数が 3,000 人以下の駅や旅客線ターミナルについても、可能な範囲でバリアフリー化を進めていきます。



橋上化によりバリアフリー化を実施（JR 魚住駅）



バリアフリーに配慮された新駅（山陽西二見駅）

③ホーム上での安全対策の実施

駅ホームからの転落を防止するため、鉄道事業者と連携し、市内すべての駅で内方線付き点状ブロックを設置しています。ホームドアの設置については、引き続き、JR 明石駅と JR 西明石駅への早期設置を目指します。

また、駅における安全性向上に向けた取組やソフト面での取組の充実等について、事業者との調整を進めます。



ホームドア設置イメージ



JR 西明石駅のホームの現況

④ユニバーサルデザインに配慮した車両の導入

誰もが移動しやすい環境を整備するために、乗降負担の少ないノンステップバスや、ユニバーサルデザインタクシーを積極的に導入していきます。

また、車両の導入にあわせて、ユニバーサルデザインタクシー用の乗降場の整備や職員の接遇向上を図るなど、利用しやすい環境整備を進めます。



ノンステップバス（Tacoバス）



ユニバーサルデザインタクシー

⑤利用者の利便性向上に向けた工夫

旅客施設の大規模改修時には、当事者参画による「まちあるき」を実施する等により、ユーザビリティの向上を図ります。

また、駅・バスターミナル等における案内サインや動線を改善し、利用者の利便性向上を図ります。



駅構内トイレに大型ベッドを設置（JR 西明石駅）



音声付構内案内図（山陽電鉄江井ヶ島駅）

⑥運行情報の速やかな提供

事故や悪天候等による運休・遅延が発生した際に、視覚障害者や聴覚障害者等、多様な利用者に配慮した速やかな情報提供に努めていきます。



ホームページでの運行情報の提供（山陽電鉄）



列車運行アプリ（JR 西日本）

⑦職員のバリアフリー教育・研修の継続実施

交通事業者の職員を対象にしたバリアフリー教育や研修を継続的に実施し、障害者等への理解促進と接遇スキル向上を図っていきます。

(3) 道路／横断歩道・信号

ユニバーサルデザインの考えに基づき、高齢者、障害者だけでなくすべての歩行者が安全・快適に通行できるよう、道路のバリアフリー化など、安全・安心な歩行空間を確保するための整備を進めるとともに、案内標識の充実や休みながら歩ける休憩施設の整備等による快適性の向上に努めます。あわせて、移動時のバリアとなる違法駐車や放置自転車等の防止に向けた利用者への意識啓発等を進めます。

①すべての人にやさしい道づくり

本計画に位置付けられる生活関連経路については、優先的にバリアフリー化を図るとともに、生活関連経路以外の道路についても、地域の課題やニーズなどを踏まえ、重要度や緊急性を評価・優先順位付けし、バリアフリー化を進めます。



バリアフリー化された歩道



リブ式区画線*)と路側帯のカラー舗装化

*)運転者に対して、歩行空間へのはみ出しを視覚、振動、音で注意を促す。

②歩行環境の整備

歩道のバリアフリー化だけでなく、すべての利用者が快適に歩ける空間を確保するため、助け合い意識を喚起するような標識の設置、ベンチなどの休憩施設の整備等により、公共空間としての歩道の機能向上を図ります。



助け合い意識を喚起するような標識の設置



ベンチの設置

③横断歩道のユニバーサル化の検討

障害者や地域住民の意見等を踏まえながら、横断歩道や音響信号の設置、視覚障害者誘導用道路横断帯(エスコートゾーン)の整備について検討し、必要な整備を行います。



音響信号の設置



エスコートゾーンの整備

④安全・安心な歩行空間の確保

地域や学校の協力を得ながら、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において、安全・安心な歩行空間の確保のための交通安全対策を推進していきます。



速度制限による歩行者優先の道路整備



明石市通学路交通安全プログラムに基づく合同点検

⑤交通結節点のユニバーサルデザインの推進

鉄道からバス、バスからバスなどの乗り換えや乗り継ぎが円滑に行えるよう、駅前広場やバスターミナルのユニバーサルデザインに配慮した整備・改修を行います。

また、目的地へ円滑に移動できるよう、利用者の視点に立った案内表示に取り組みます。

⑥道路の維持管理の継続

道路の安全性を向上するため、道路の陥没などの危険な箇所や街路灯の球切れ・破損、歩道上の植栽の繁茂等については、市民・道路モニターからの通報や、日常パトロールを踏まえ、速やかな対応を行います。

⑦安全な歩行空間を阻害する行為への対策

路上駐車、路上での荷捌き、歩道上への商品のはみ出し等が移動時のバリアになるため、適正な道路使用ルールの啓発を継続して進めていきます。

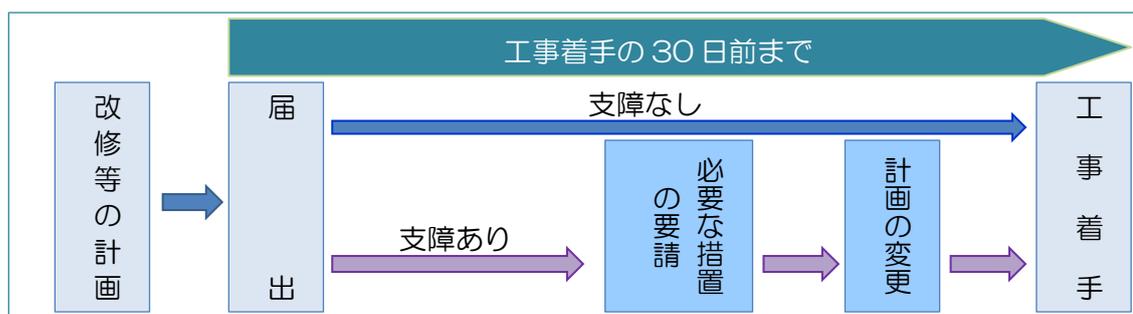
⑧自転車走行のマナーと放置自転車対策の徹底

自転車と歩行者が共存できる安全な歩行空間・自転車の通行空間の整備を進めるとともに、自転車交通安全教室や放置自転車対策を行うなど、ハード・ソフトの両面から自転車利用環境の向上を推進します。

(4) 施設と道路の連続性の確保

多くの人が利用する駅や駅に接続する駅前広場や道路の整備にあたっては、移動の連続性に配慮することが必要です。また、駅間の乗継ぎが発生する場合には、乗継経路の連続性の確保が求められます。施設とその経路となる道路等の連続性を確保するため、整備時には事業者間の調整を図るよう働きかけていきます。

また、移動等円滑化促進地区に立地する駅及び駅に接する道路（駅前広場）の改良にあたっては、バリアフリー法の規定に基づき、着手する30日前までに市に届出を行い、市はバリアフリー化を図る上で、支障があると認めるときは行為の変更等の必要な措置を要請します。（同法第24条の6）



【駅と道路（駅前広場）の改良等にあたっての届出が必要な駅及びその周辺】

JR：朝霧駅、明石駅、西明石駅、大久保駅、魚住駅及び周辺の道路（駅前広場）

山陽電鉄：山陽明石駅、西新町駅、林崎松江海岸駅、中八木駅、東二見駅、西二見駅及びその周辺の道路（駅前広場）

【駅間の乗継ぎの配慮が必要な駅及びその周辺】

JR 明石駅－山陽電鉄明石駅、JR 西明石駅（在来線-新幹線）

(5) 建築物／路外駐車場／都市公園

小規模な飲食店、商店、事業所も含めた市内すべての施設について、安全・円滑な経路の確保、障害者や子育て世代等の利用も想定したトイレや駐車場の設置、施設利用に関連したわかりやすい情報提供等に努めます。

①公共施設のバリアフリー化の促進

市役所をはじめとする公共施設については、多様な利用者が来訪するため、きめ細かく利用者の特性に配慮し、一層のバリアフリー化を推進します。

また、地域活動等の拠点となる各小中学校区のコミュニティ・センターや、災害時等に避難所となる小中学校等の地域に密着した施設についても、地域の実情に応じた整備・改修を順次進めていきます。

②すべての施設のユニバーサルデザインをできるところから実現

・合理的配慮の提供を支援する公的助成制度

本市では、商業者や地域の団体が障害のある人に必要な合理的配慮を提供するためにかかる費用（簡易スロープ（段差解消）や手すりなどの工事費用）を助成しています。

実際の取組事例の紹介などによる周知も行いながら、本制度を活用し、小規模店舗等も含めた市内すべての建築物のバリアフリー化を進めていきます。



制度を活用したスロープの設置

③誰もが快適に利用できるトイレ整備の推進

誰もが快適に利用できるトイレを確保することは、すべての人が参加・参画できる社会を実現するための重要な事項の一つです。利用者の特性や利用者数を踏まえた適切な整備、同一フロアでの分散や上下階での役割分担など、施設全体を活用したトイレ機能の分散の考え方を公共施設で推進するとともに、民間事業者にも整備を求めています。

④ユニバーサルデザインの駐車場整備の推進

車いす利用者等の歩行が困難な方は、自動車での移動も多く、車いす用リフト付き車両からの乗降等をスムーズに行うため、十分な幅員や奥行きが確保された駐車スペースが必要です。そのような駐車スペースを公共施設で確保するとともに、駐車場の新設・改築を行おうとする事業者に対して、歩行が困難な方のための駐車スペースの出入口付近への設置、幅員・奥行き確保等について、指導・周知を図ります。

・兵庫ゆずりあい駐車場

公共施設や商業施設、飲食店、病院、ホテル等に設置されている、歩行が困難な方のための駐車スペースを適正に利用していただくため、兵庫県が県内共通の利用証を交付する制度です。本市でも、本制度の推進を継続して行っています。



兵庫ゆずりあい駐車場

⑤ユニバーサルに配慮した公園整備の推進

子どもや高齢者、障害者等の多様な市民の誰もが憩いや安らぎを感じながら円滑に公園を利用することができるよう、主要な出入口や園路のバリアフリー化、施設やバリアフリー化された移動経路等のわかりやすい案内表示、トイレの改修等、ユニバーサルデザインに配慮した公園整備を進めています。



ユニバーサルデザイン化された公園（石ヶ谷公園）



公園内の多目的トイレ（明石公園）

⑥施設出入口と歩道とのバリアフリーの連続性の確保

施設内のバリアフリー化に比べて、施設出入口と歩道とのバリアフリーの連続性が確保されていないことがあることから、誰もが安心して移動できるよう、関係者間で連携してバリアフリーの連続性を確保していきます。

3.3 心のバリアフリーの推進

共生社会の実現に向けては、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めると同時に、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支えあう「心のバリアフリー」を進めることが重要です。

このため、障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であること（障害の社会モデル）の理解、障害者（及びその家族）への差別を行わないことの徹底、多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うための、心のバリアフリーの取組を推進していきます。

(1) 市民の理解を深めるための啓発活動の推進

社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方を反映させ、不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供の排除を徹底し、安全で快適に移動できるユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、「心のバリアフリー」をすべての市民が理解し、それを自らの意識に反映させ、具体的な行動を変えていくための啓発活動を行います。

①多様な市民や交流するイベントの開催

障害当事者等も含めた多くの市民が交流するイベント等を開催し、様々な障害への理解を深めるとともに、まちの賑わいを創出します。

②講演会やフォーラム等の開催

市民がユニバーサルデザインや障害特性について学び、これからのまちづくりについて自主的に考え、行動するための気づきの場を提供するため、講演会やフォーラム等を開催します。

例)・2020年東京パラリンピックを契機とした市民参加型のユニバーサル交流イベントの実施

- ・市民を対象としたユニバーサル啓発講演会
- ・ユニバーサルデザインのまちづくりや共生社会の実現に向けた市民フォーラム
- ・総合福祉センター利用者に対する啓発展示、障害者の作品展示

③ヘルプカードの普及促進

本市では、支援が必要な人が緊急連絡先や必要な支援内容等を記載して持ち運ぶことができる「ヘルプカード」を発行しています。

支援が必要な人の中には、外見では支援を必要としていることがわかりにくい人もいることから、カードを見かけた人が声かけや支援を行いやすくするためのきっかけとなるよう、同カードの普及を促進していきます。



(2) 実際の行動につなげるための気づきの機会の創出

障害のある人の尊厳を大切にし、合理的配慮を行うことができる力や、社会的障壁を解消するための方法等を相手にわかりやすく伝えることができるコミュニケーションスキルの習得など、障害のある人との交流の機会を創出する取組を行います。

①次世代を担う子供たちへの交流・体験の機会の創出

小学校で、障害者や高齢者との交流を図りながら、疑似体験、介助体験を行い、交通分野のバリアフリーについて理解を深める「バリアフリー教室」を開催します。また、手話体験教室、パラリンピック種目の体験などを通じて児童の障害理解の促進を図ります。

学校教職員に対しても、障害当事者とフィールドワークへの参加やユニバーサルマナー検定の受講等を推進し、合理的配慮への理解を深めます。

②支援者の育成、幅広い市民を対象とした心のバリアフリーの普及促進

地域福祉の担い手となるボランティアへの支援活動や、手話通訳者・要約筆記者養成講座の開催等による支援者の育成を継続していきます。また、「市が進める共生社会のまちづくり」、「障害者への配慮」、「簡単な手話表現」など、市職員が地域に出向き、わかりやすく伝える出張講座などを実施します。

③多様な人々の特徴や接し方の理解促進

本市ではこれまで、市職員、民間事業者、高校生等を対象に、障害のある人や高齢の人など、多様な人々の特徴を理解し、接し方や配慮を身につけるため、「ユニバーサルマナー検定」受講の機会を提供してきました。

より多くの方々に理解が広がるよう、対象者を検討しながら、今後も受講機会を提供していきます。



特別授業「I'm POSSIBLE」プログラム



手話体験教室（二見北小学校）



バリアフリー体験教室（朝霧小学校）

3.4 ユニバーサルデザインのまちづくりに必要な情報提供

まちを移動する際に必要な情報を受け取り、理解し、自らの思いを伝えるという各段階に、障害のある人がいることを理解したうえで、すべての市民に必要な情報が伝わることの重要性を認識し、それが確保されるような取組を進めていきます。

なお、情報の収集・提供にあたっては、収集した情報の蓄積や更新のシステムについても留意し、正しい情報が持続的に提供されるよう配慮します。

(1) バリアフリーマップの作成・活用

高齢者や障害者、子育て世代など、多様な方に利用していただくことを目的に、関連事業者と連携し、バリアフリー情報が一目で分かるマップの作成とその普及に努めます。作成にあたっては、利用者の意見を反映しながら、トイレや飲食店等の施設のバリアフリー状況、バリアフリールートに掲載します。

なお、マップ作成後も、マップ掲載内容の更新や追加情報の収集が継続的に行えるような体制の構築を検討します。



明石駅周辺のバリアフリーマップ(2019年作成)

(2) 多様なコミュニケーション手段の普及・促進

障害のある人もない人も分け隔てられることなく理解しあい、一人ひとりの尊厳を大切にしよう共生のまちづくりを推進するため、手話言語や要約筆記、点字、音訳等の障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用を推進します。

公共施設においては、利用者ニーズに対応した情報提供を行うとともに、民間事業者におけるコミュニケーションツールの設置等を促進していきます。



タブレット端末を使った遠隔手話通訳サービス 手話対応型公衆電話ボックス(手話フォン)の設置

(3) 誰でもわかりやすい案内表示の充実

まちを移動する際に目的の場所へ円滑に移動できるよう、利用者の視点に立った案内表示に取り組みます。色弱の人にも配慮した配色や、ピクトグラムの積極的な活用、多言語表示など、誰にとってもわかりやすい案内表示を充実させます。

(4) 点字ブロックや音声案内による誘導案内の充実

歩道、鉄道駅、公共施設の出入口等に設定している視覚障害者誘導用ブロック（以下、「点字ブロック」という。）については、利用する当事者の視点に立って点検し、特に利用頻度の高い経路では連続性を確保するなど、より安全で円滑な移動ができるよう整備を進めます。あわせて、音声案内や点字の併用などを検討します。

(5) 工事の案内への配慮

工事のため、日ごろ通り慣れた道路の使い勝手が変わり、歩きにくいことや不便を感じる場合があります。また、工事によるちょっとした変化でも、高齢者や障害者等にとっては、大きな負担となる恐れがあります。そこで、歩行者の安心感を高めるため、工事情報の提供については、各事業者による適切な情報提供の仕組みづくりの検討を進めます。

3.5 ユニバーサルツーリズムの推進

本市が進める「やさしいまちづくり」の一環として、高齢者や障害者など、外出の際に支援が必要な人やその家族などが外出先で抱える不安や困りごとに応じることができる環境を整えることにより、障害の有無や年齢、性別、国籍等にかかわらず、明石で暮らす人、明石を訪れる人、誰もが安心して外出し、明石の魅力ある食・文化・歴史などを楽しめることができる「ユニバーサルツーリズム」の取組を推進します。

(1) 「(仮称)ユニバーサルツーリズムセンター」の整備と活用

明石駅前において2019年度中に供用予定の「(仮称)ユニバーサルツーリズムセンター」においては、車いすの方も利用しやすいカウンターを整備し、ユニバーサルツーリズム情報等を提供するほか、同センターを拠点として、関係機関と連携し、障害の有無や年齢、性別等にかかわらず安心して外出を楽しむことができる「ユニバーサルツーリズム」を推進していきます。

(2) 当事者のニーズに応じた観光情報等の提供

誰もが安心して観光を楽しむことができるよう、身体や障害の状況に応じた観光ルートの設定、手話通訳や要約筆記者の同行等、観光客一人ひとりの状況に配慮した観光ガイドを行います。

また、モニターツアーを開催するなど、関係機関と連携の上、ユニバーサル観光資源の発掘・活用に取り組むとともに、観光施設や店舗等のバリアフリー情報の収集を行い、ホームページへの掲載、観光案内所における提供等による情報発信を行います。

3.6 災害時・緊急時に対応したユニバーサルデザインのまちづくり

大規模災害時に、災害情報の入手や避難等について配慮や支援が必要な高齢者、障害者等が安全・円滑に避難できるよう、平常時だけでなく災害時・緊急時に対応したバリアフリー化方策も進めていきます。

(1) 地域防災ネットワークづくり

本市では、災害時に特に配慮を要する人（以下、「要配慮者」という。）を把握し、市と地域等で情報共有を図るため、要配慮者を登録した避難行動要支援者名簿を作成しています。市が提供した同名簿を基に、地域における要配慮者一人ひとりの特性に応じた避難支援を定めた個別支援計画の策定を支援し、地域の支え合いによる地域防災ネットワークづくりを推進していきます。

(2) ハザードマップの普及

高齢者や視覚障害の方にも配慮した配色やピクトグラムを活用した分かりやすいハザードマップを市内全戸に配布するとともに、音訳を行い、市内すべての市民に、災害リスクについて周知します。

(3) 避難所のバリアフリー化の推進

地域の身近な避難所となる小中学校等では、トイレの洋式化・バリアフリー化、エレベーターの設置工事等のバリアフリー化を進めます。

また、災害時にはコミュニケーション支援ボードの活用等によって、要配慮者との意思疎通の強化を図ります。

(4) 民間住宅の耐震化の促進

地震に備えた住まいの耐震化を推進するため、住宅の無料での簡易耐震診断や、建替・改修工事等に対する支援を継続して行い、安全・安心なまちづくりを推進します。

(5) 非常時や災害時に備えた道路の安全性や防災性の向上

発災後の道路ネットワークの連続性の確保、道路の耐震化、狭あい道路の整備等、もしもの時に備える道づくりを進めます。

4. バリアフリー化の優先的な促進が必要な地区(移動等円滑化促進地区)の選定

全市的なユニバーサルデザインのまちづくりを進めるにあたり、特に多くの利用者が想定される駅周辺を、バリアフリー法に基づき、「バリアフリー化の促進が優先的に必要な地区(移動等円滑化促進地区)」として位置付けます。

移動等円滑化促進地区では、「6. 移動等円滑化促進地区のまちづくりに関する方針」に基づき、「3. 全市的なユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針」に記載した取組等を具体化し、バリアフリー化を進めていきます。

また、移動等円滑化促進地区のうち、整備の優先順位を考慮しながら、鉄道駅や道路のバリアフリー化事業など個別のハード事業の具体化が見込める地区を「重点整備地区」として指定し、具体的な事業の内容を「第2編(基本構想)」に記載します。

4.1 移動等円滑化推進地区の選定

【移動等円滑化促進地区の選定要件】

- ① 高齢者・障害者等が、日常生活等で常に利用する施設が複数立地すること
- ② これらの施設が徒歩圏内(概ね4km²)に集積し、施設間の移動が徒歩であること
- ③ バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切であること



【本計画における促進地区選定の考え方】

- ① 本市の地理・施設立地状況等から、駅を中心にした区域に都市機能や居住地域が集中しているため、多くの市民や来訪者が利用する駅周辺の地区を設定。
- ② バリアフリー法の対象となる1日の乗降客数3,000人以上の駅を含み、かつ、当該駅から徒歩圏(概ね半径500m、施設の立地状況等によっては1km以内)に、当該駅以外に2か所以上の主な施設(不特定多数の市民、高齢者・障害者等が常に利用する施設)が立地する駅の周辺とする。
- ③ 「平成14年基本構想」で重点整備地区(3か所)、準整備地区(7か所)とされていた地区については、促進地区とする。
- ④ 今後の社会状況やまちづくりの進捗動向に応じて、駅周辺以外での地区設定、地域や当事者発案型の地区設定することも検討する。

※ 地区外であってもまちの状況に応じたユニバーサルデザインのまちづくりを推進する。



■ 移動等円滑化促進地区(11地区)

① JR朝霧駅 周辺地区	② JR明石駅・山陽電鉄山陽明石駅周辺地区
③ JR西明石駅 周辺地区	④ JR大久保駅 周辺地区
⑤ JR魚住駅 周辺地区	⑥ JR土山駅 周辺地区
⑦ 山陽電鉄 西新町駅 周辺地区	⑧ 山陽電鉄 林崎松江海岸駅 周辺地区
⑨ 山陽電鉄 中八木駅 周辺地区(※)	⑩ 山陽電鉄 東二見駅 周辺地区
⑪ 山陽電鉄 西二見駅 周辺地区	

※ 山陽電鉄中八木駅については、現時点で1日の乗降客数が3,000人未満であるものの、近年利用者の増加が続き、数年以内に3,000人を超えることが見込まれること、また、駅のバリアフリー化の検討が進められていることから、移動等円滑化促進地区として指定することとします。



図. 移動等円滑化促進地区の位置

4.2 生活関連施設と生活関連経路の設定

(1) 生活関連施設の設定

【生活関連施設 法律上の定義】

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設

【ガイドラインの考え方】

- ・常に多数の人が利用する施設を選定する
- ・高齢者、障害者等の利用が多い施設を選定する



【本計画における設定の考え方】

- ① 常に多数の人が利用する施設
- ② 高齢者、障害者等の利用が多い施設
- ③ 「平成 14 年基本構想」で「移動円滑化を図る施設（重点整備地区）」、「移動円滑化を図る周辺施設（準整備地区）」に設定されている施設
- ④ 生活関連施設はネットワークの起終点となるため、既にバリアフリー化されている施設であっても設定

※ 生活関連施設以外の施設であっても、バリアフリー法や兵庫県福祉のまちづくり条例等に基づき、バリアフリー化を進めていきます。



施設区分	設定基準
公共施設等	常に多数の人が利用する公共性の高い施設
旅客施設	鉄道駅、旅客線ターミナル
教育・文化施設	バリアフリー法に基づく基準の適合義務がある延べ面積 2,000 m ² 以上の施設
商業施設	
医療・保健・福祉施設	
宿泊施設	
都市公園	多数の人の利用が想定される広域公園、総合公園、地区公園、近隣公園
路外駐車場	生活関連施設に隣接しているか、又は生活関連経路の途中にある 500 m ² 以上の路外駐車場
観光施設	地域の観光資源として地域外からの来訪者も多く訪れる観光施設
その他	上記以外で、地域等で要望が高い施設については、地区の状況を踏まえ設定

(2) 生活関連経路の設定

【生活関連経路 法律上の定義】

生活関連施設相互間の経路

【ガイドラインの考え方】

- ・ より多くの人が利用する経路を設定する
- ・ 生活関連施設相互のネットワークを確保する
- ・ 隣接自治体との連続性を確保する



【本計画における設定の考え方】

- ① 生活関連施設の立地状況等を踏まえ、生活関連施設へのアクセスの利便性や地区の回遊性向上に資する生活関連施設相互間の経路
- ② より多くの人々が安全に通行できる経路
- ③ 「平成 14 年基本構想」で特定経路・準特定経路として位置付けた路線については、今後も継続的にバリアフリー化に取り組む必要があることから、生活関連経路に選定

※ 生活関連経路以外の路線であっても、歩行者等の安全性確保が早急に必要な路線や、補修等が必要な箇所については、対応していきます。

5. 移動等円滑化促進地区のまちづくりに関する方針

5.1 JR 朝霧駅周辺地区

(1) 地区特性

駅南側には、市のレクリエーション拠点となる大蔵海岸公園が立地し、駅と大蔵海岸公園とは朝霧歩道橋で直結し、公園付近には複数の施設が立地する親水性の高いウォーターフロントを形成しています。また、駅南側の国道2号・28号沿いは、沿道型店舗が立地しています。

なお、駅北側は明舞団地をはじめとする中低層の住宅地が広がっています。

(2) 地区のバリアフリー状況

- 駅は、バリアフリー化済み。朝霧歩道橋もエレベーターが設置され、海側のエレベーター棟1階に、オストメイト対応の多目的トイレが設置されている。
- 駅前広場は乗り換え利便性の向上、バリアフリー化、交通安全の確保等を目的にリニューアル済み。
- 朝霧歩道橋の海側にあるスロープで砂浜に行くことが可能。砂浜用車いすの貸出しも実施。



リニューアルされた駅前広場



JR 朝霧駅構内のトイレ



砂浜に行くことができるスロープ



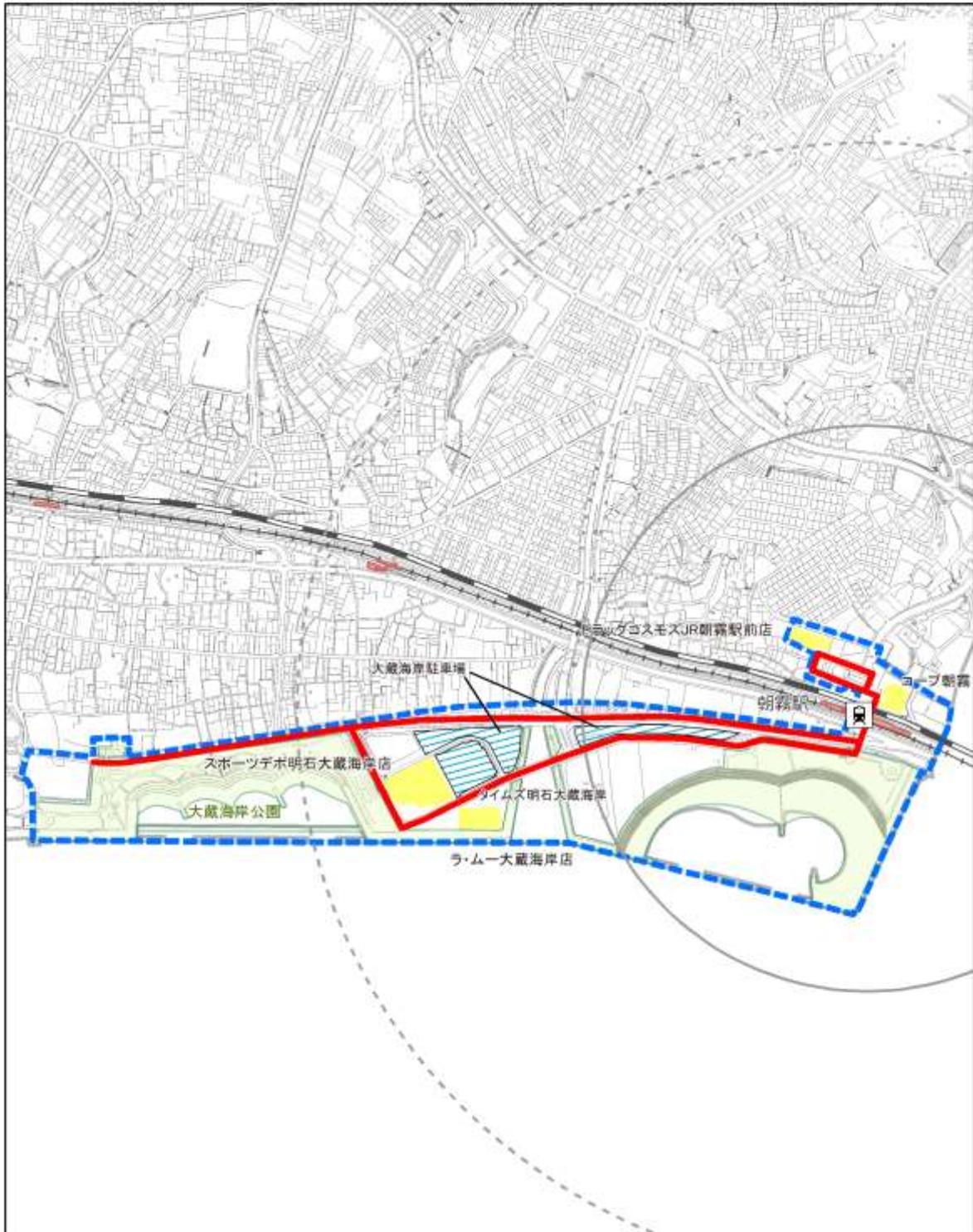
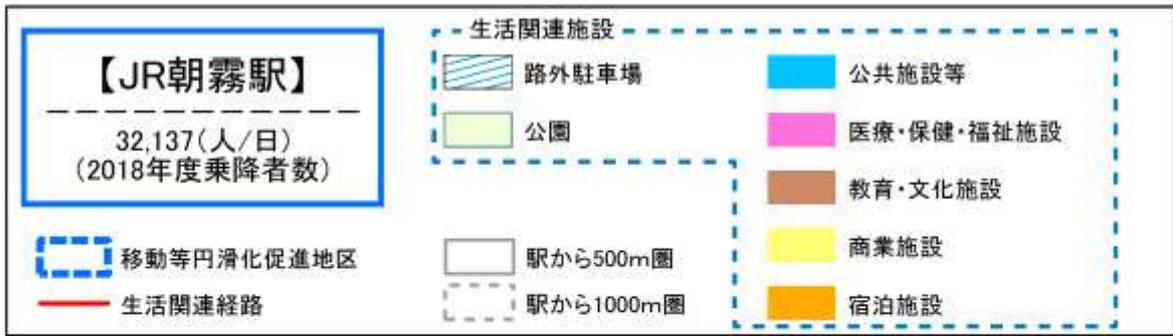
砂浜用車いすの貸出し（大蔵海岸公園）

(3) 地区の主な課題

- 駅から大蔵海岸公園への経路など、誰もが安全に移動し、利用しやすい環境の整備。
- 大蔵海岸公園を活用した、ユニバーサルツーリズムの促進。

(4) 地区の整備方針

駅と大蔵海岸公園を結ぶ移動等円滑化の促進により、誰もが安心して楽しめるユニバーサルなウォーターフロントの形成



5.2 JR 明石駅・山陽電鉄山陽明石駅周辺地区

(1) 地区特性

市の商業・業務機能の中心地として、駅南側を中心に、市内外から多くの人が集まり、にぎわう中心市街地が形成されています。駅周辺には、市の環境・景観核となる県立明石公園、魚の棚商店街、天文学科学館など様々な文化・歴史・レクリエーション資源が点在します。先導的にユニバーサルデザインのまちづくりを推進すべき地区として、誰もが日常的に楽しみやすく安全に移動できるユーザビリティと回遊環境の向上が求められています。

(2) 地区のバリアフリー状況

- JR 明石駅は、バリアフリー化済み。山陽明石駅は、エレベーターの設置、誘導ブロックの整備等のバリアフリー化を概ね完了。
- 駅南側は市街地再開発により駅前広場の改良や商業・公共サービス機能の向上、駅周辺のバリアフリー化が完了。
- 駐輪場の整備、自転車等放置禁止区域の指定範囲の拡大等により、駅周辺の放置自転車台数は大幅に減少。



山陽明石駅のエレベーター



リニューアルされた駅前広場



整備された歩道

(3) 地区の主な課題

- 歩道のバリアが散見される区間や、視覚障害者が横断を危険と感じる交差点等があり、更なるユーザビリティの向上、休憩スペースの設置等の移動環境の質の向上、施設と道路の連続性確保。
- 交通結節点であるバスターミナルや駅の案内誘導の改善・充実。
- 大規模施設、公共施設を中心にバリアフリー化を進めながら、宿泊施設や小規模店舗等、バリアフリー化された施設の増加。
- 観光資源や中心市街地のにぎわいを楽しむユニバーサルツーリズムの拠点形成。



勾配のきつい歩道



いつ青になったのかわかりにくい信号



表示が見にくい案内



トイレの位置がわかりにくい

(4) 地区の整備方針

あかしの中心核にふさわしい、人が交流し、にぎわいあふれる
先導的なユニバーサルデザインのまちづくり

【JR明石駅・山陽電鉄明石駅】

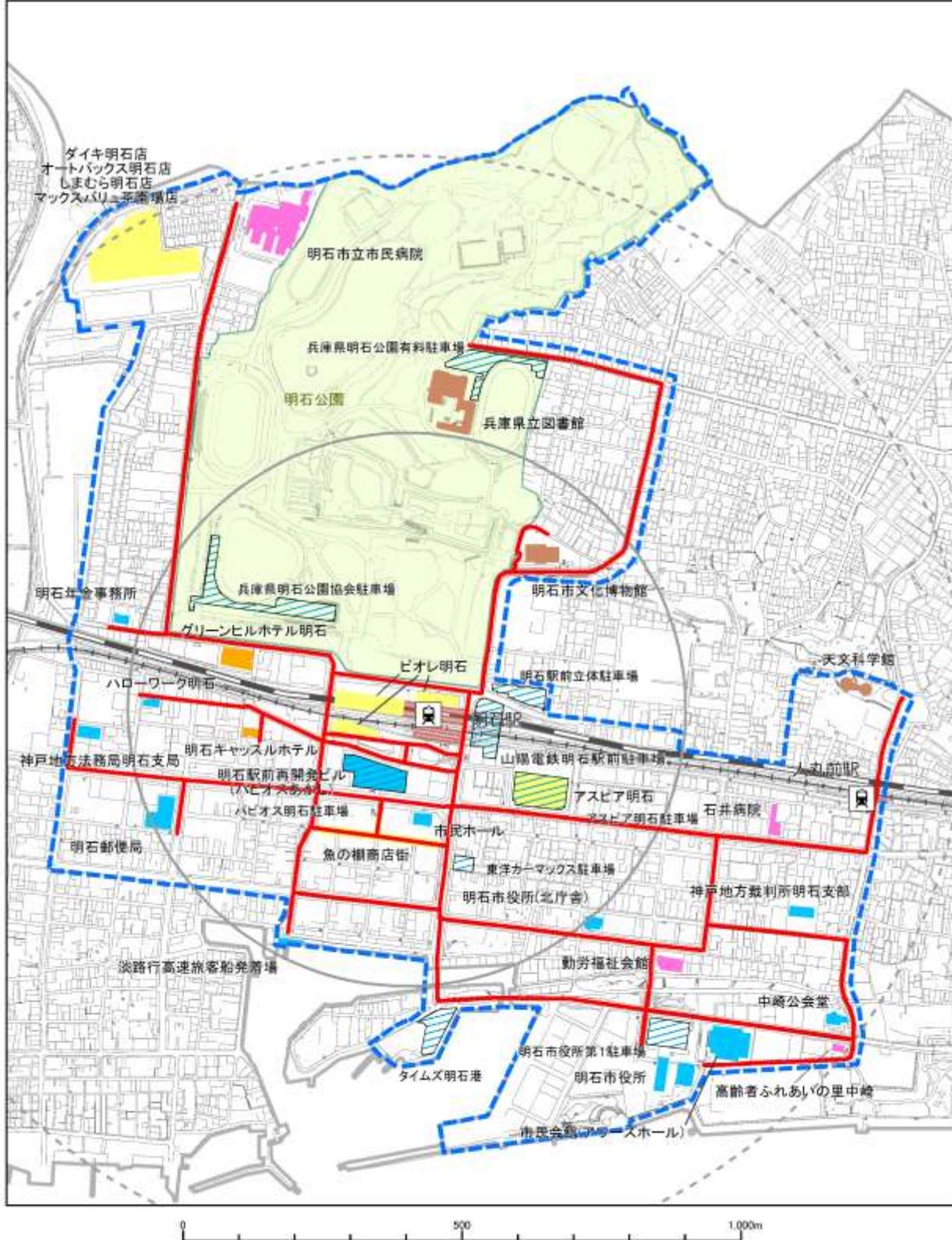
JR 106,367(人/日)
山陽電鉄 26,058(人/日)
(2018年度乗降者数)

移動等円滑化促進地区
生活関連経路

生活関連施設

- 路外駐車場
- 公園
- 公共施設等
- 医療・保健・福祉施設
- 教育・文化施設
- 商業施設
- 宿泊施設

駅から500m圏
駅から1000m圏



5.3 JR 西明石駅周辺地区

(1) 地区特性

JR 山陽本線と山陽新幹線が交差し、神戸・大阪や首都圏等にアクセスできる広域交通ネットワークの拠点となっています。駅周辺には商業・業務機能が集積し、その背後は住宅地が形成されています。

駅周辺の活力を生かし、地域の人も広域からの来訪者も快適に時間を過ごせる駅南北が一体となったまちづくりを目指しています。

(2) 地区のバリアフリー状況

- 駅は、エレベーターの設置、西側改札からの連絡通路の整備、多目的トイレの整備等のバリアフリー化を実施。
- 駅前広場の整備にあわせて、東口連絡通路にエレベーターの設置、バス停の整備、点字ブロックの設置、歩道の段差・勾配の改修等を実施。
- 駐輪場の整備、自転車等放置禁止区域の指定範囲の拡大等により、駅周辺の放置自転車台数は大幅に減少。



駅構内の連絡通路



東口連絡通路のエレベーター



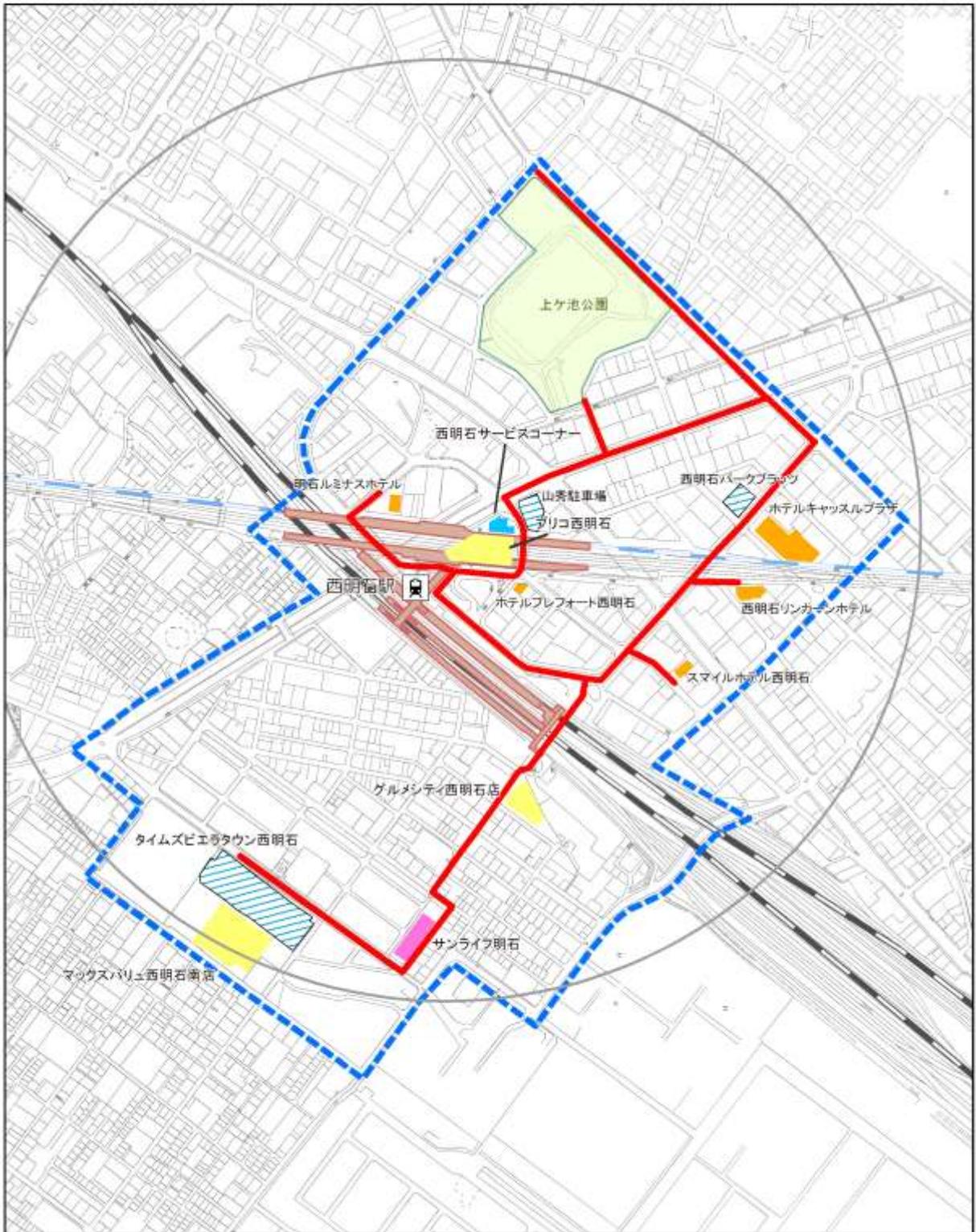
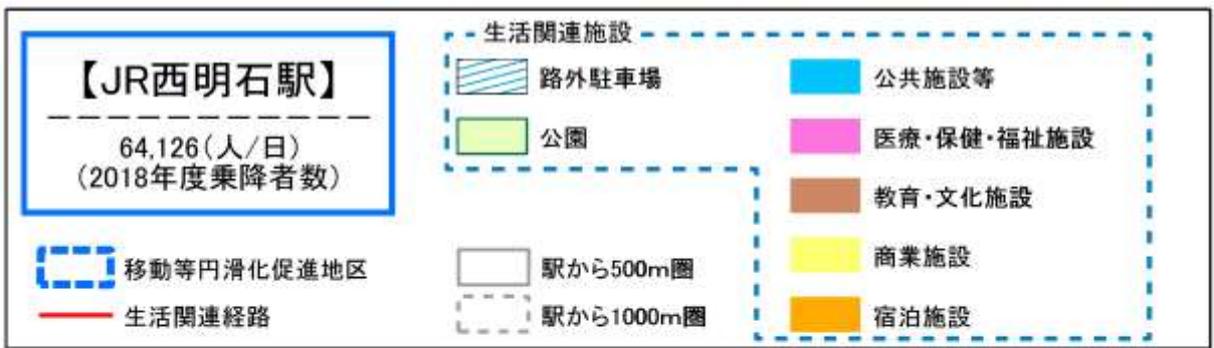
駅前広場とバス停

(3) 地区の主な課題

- 駅構内の東西改札間の移動や、在来線から新幹線への移動の円滑化。
- 新幹線駅にふさわしい、広域からの来訪者に配慮した案内誘導の改善・充実。
- 駅周辺のまちづくりと連携したユニバーサルデザインのまちづくりの推進。

(4) 地区の整備方針

にぎわいと暮らしやすいまちづくりの実現を目指した
ユニバーサルデザインのまちづくりによる広域交通の玄関口としての機能強化



5.4 JR 大久保駅周辺地区

(1) 地区特性

駅南側は、都市景観形成地区に指定されており、土地区画整理事業等により整備された商業拠点や集合住宅地が美しい都市景観を形成しています。近年は、公共施設の整備や JT 工場跡地の開発などにより、新たなまちづくりの動きも見られます。

また、駅北側についても、土地区画整理事業により形成した良好な市街地での土地利用が進んでおり、駅南北が一体となったにぎわいと魅力づくりが進められています。

(2) 地区のバリアフリー状況

- 駅は、エレベーターの設置、誘導ブロックの整備、多目的トイレの設置等によりバリアフリー化済み。
- 駅前広場や駅周辺の点字ブロックの整備、国道 2 号（駅から大久保市民センター）の歩道の段差・勾配改修、幅員の確保を実施。



駅構内のエレベーター



バリアフリー化が図られた駅前広場



歩道のバリアフリー化

(3) 地区の主な課題

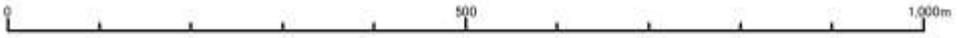
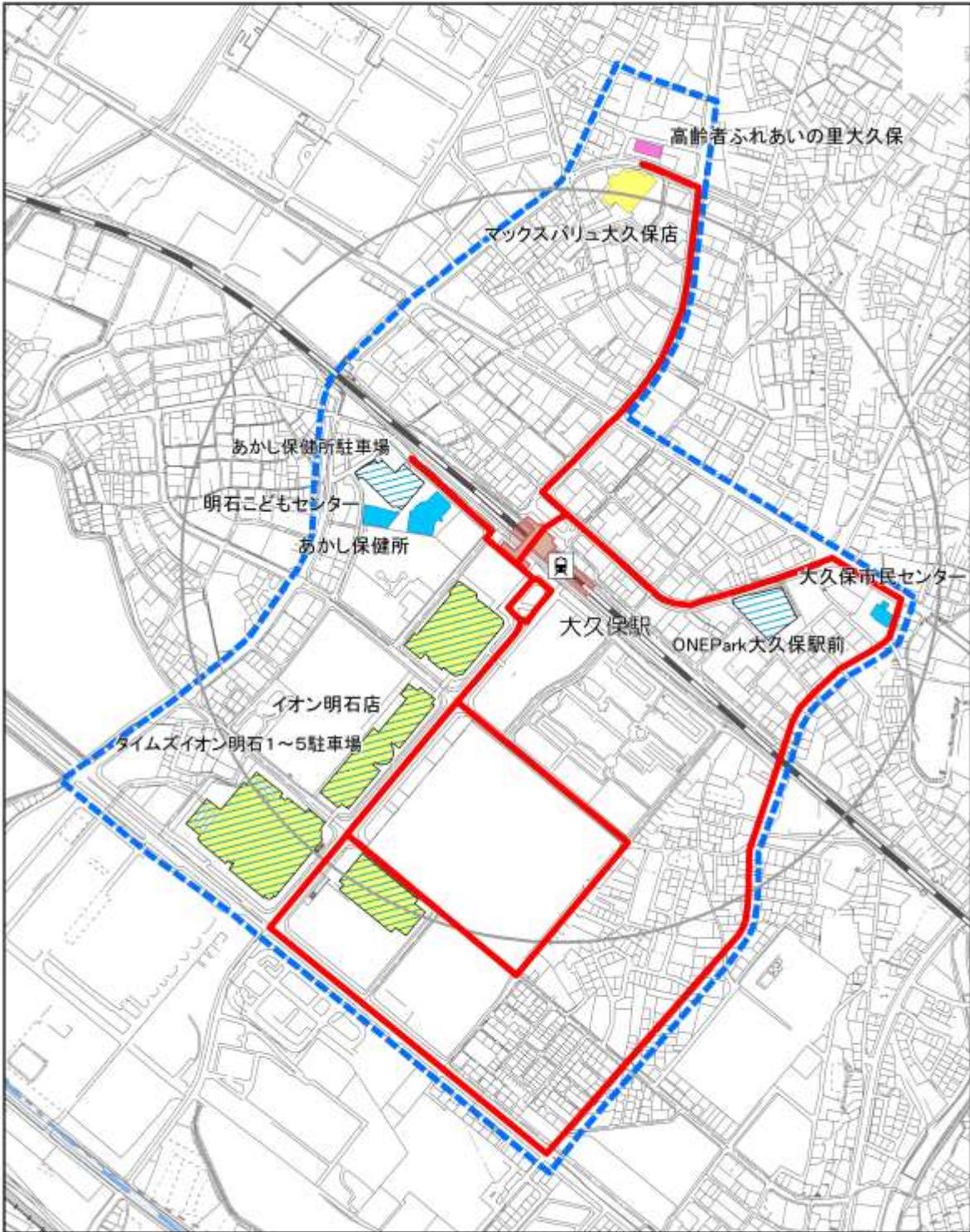
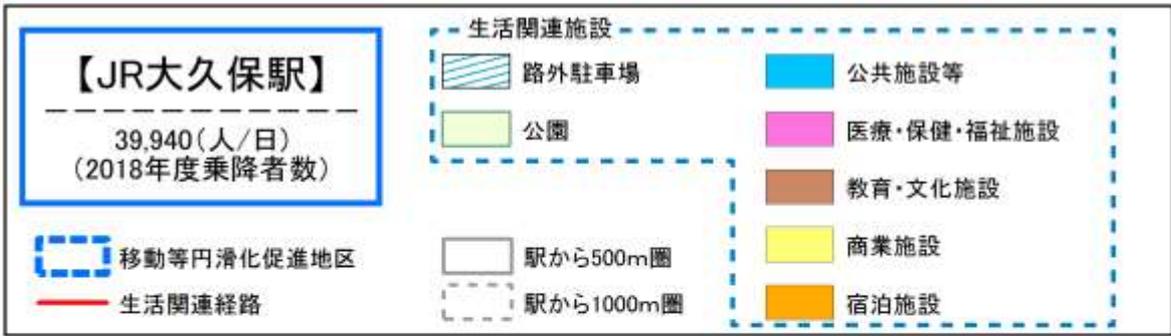
- 駅から周辺の公共施設までの移動経路の点字ブロックの設置。
- 移動の連続性の確保による更なるバリアフリー化。
- まちの変化に対応したユニバーサルデザインのまちづくり。



明石こどもセンター付近

(4) 地区の整備方針

駅と周辺施設とを結ぶ移動経路の連続性の確保による、誰もが住み続けたい魅力的なユニバーサルデザインのまちづくり



5.5 JR 魚住駅周辺地区

(1) 地区特性

駅南側は、公園や図書館等の施設が立地しており、また、駅北側では土地区画整理事業等により低層住宅地が形成されています。

駅の橋上化に伴い、駅の南北をつなぐ自由通路や南北駅前広場、駅へのアクセス道路の整備が行われ、駅の南北が一体となった暮らしの核づくりの強化やまちのにぎわいづくりが進められています。

(2) 地区のバリアフリー状況

- 駅は、エレベーター設置、誘導ブロックの整備、多目的トイレの設置等によりバリアフリー化済み。
- 南北の駅前広場を整備し、交通結節点の機能を強化。



駅前広場の障害者用乗降場



エレベーター・エスカレーターの整備



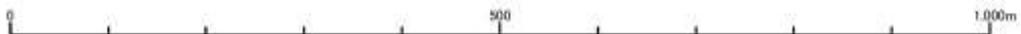
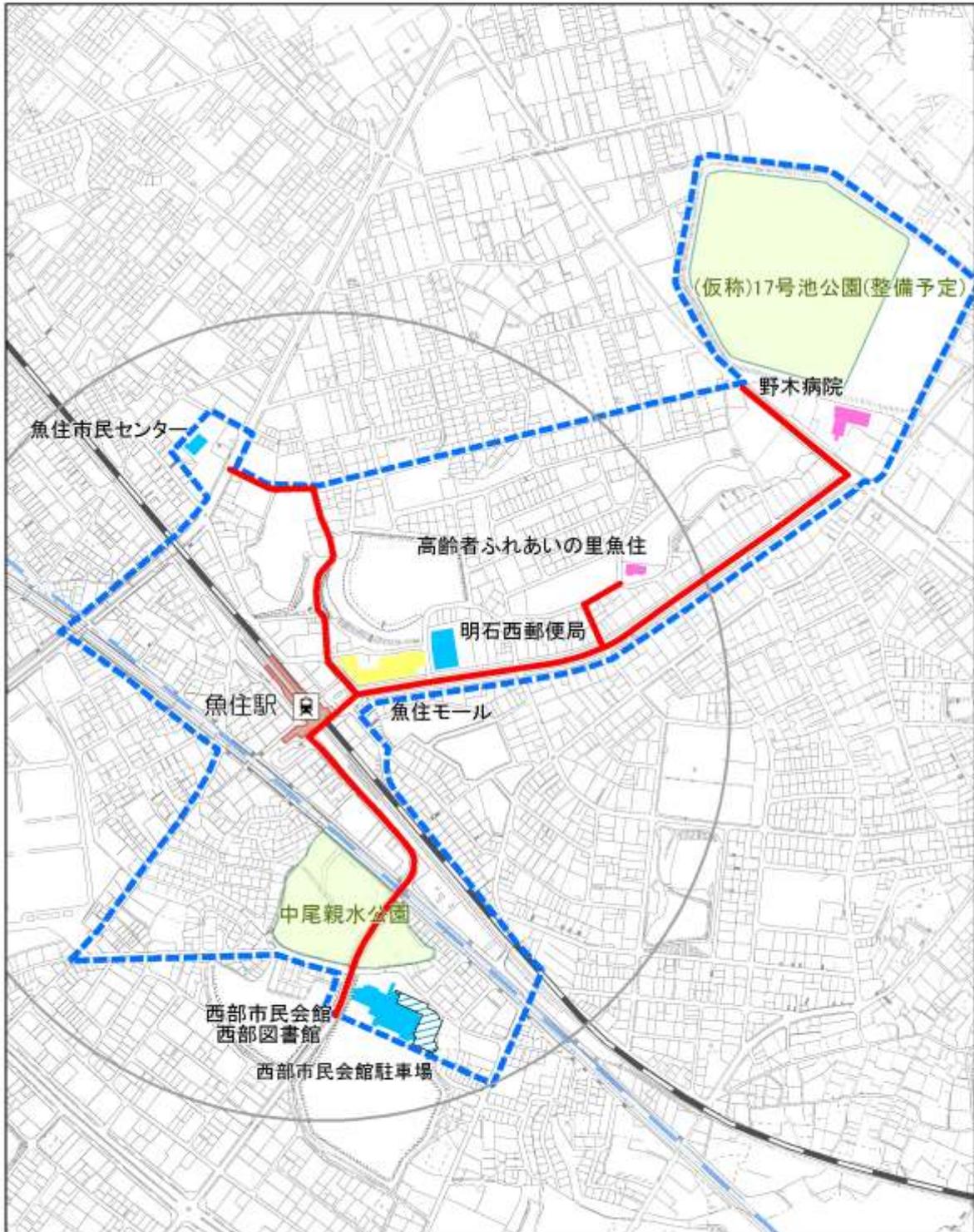
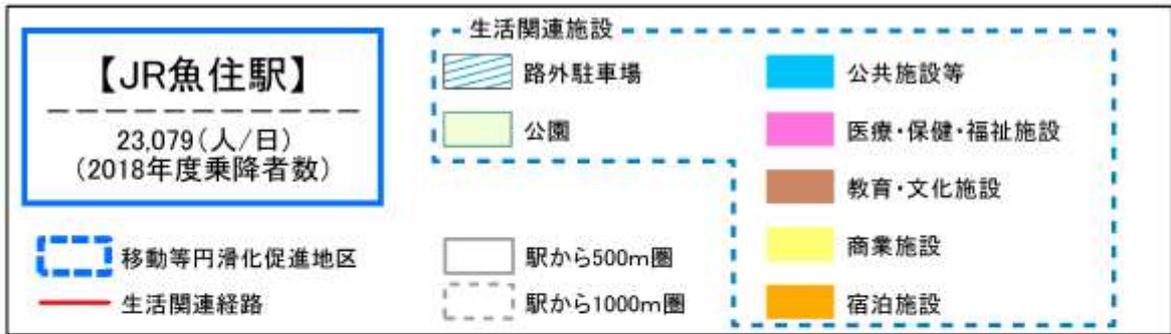
駅構内の多目的トイレ

(3) 地区の主な課題

- 駅周辺の歩道や施設のバリアフリー整備を周辺地域へ展開。
- 駅から図書館や公園などへの移動経路のバリアフリー化。
- 生活関連施設と歩道の連続性の確保。

(4) 地区の整備方針

駅周辺の移動環境の向上に向けた
ユニバーサルデザインによる暮らしの核とまちのにぎわいづくり



5.6 JR 土山駅周辺地区

(1) 地区特性

駅前広場と駅へのアクセス道路の整備により、利便性の高い市街地環境が形成され、快適な住環境と産業が調和したまちづくりが進められています。

播磨町との境界部分であり、駅は播磨町に立地していることから、播磨町との連携のもとでまちづくりを行う必要がある地区です。

(2) 地区のバリアフリー状況

- 駅東側に駅前広場を整備し、交通結節点の機能を強化。
- 駅北側道路の一部区間において、路側帯のカラー舗装による歩車分離により、歩行者の安全性を確保。



駅前広場



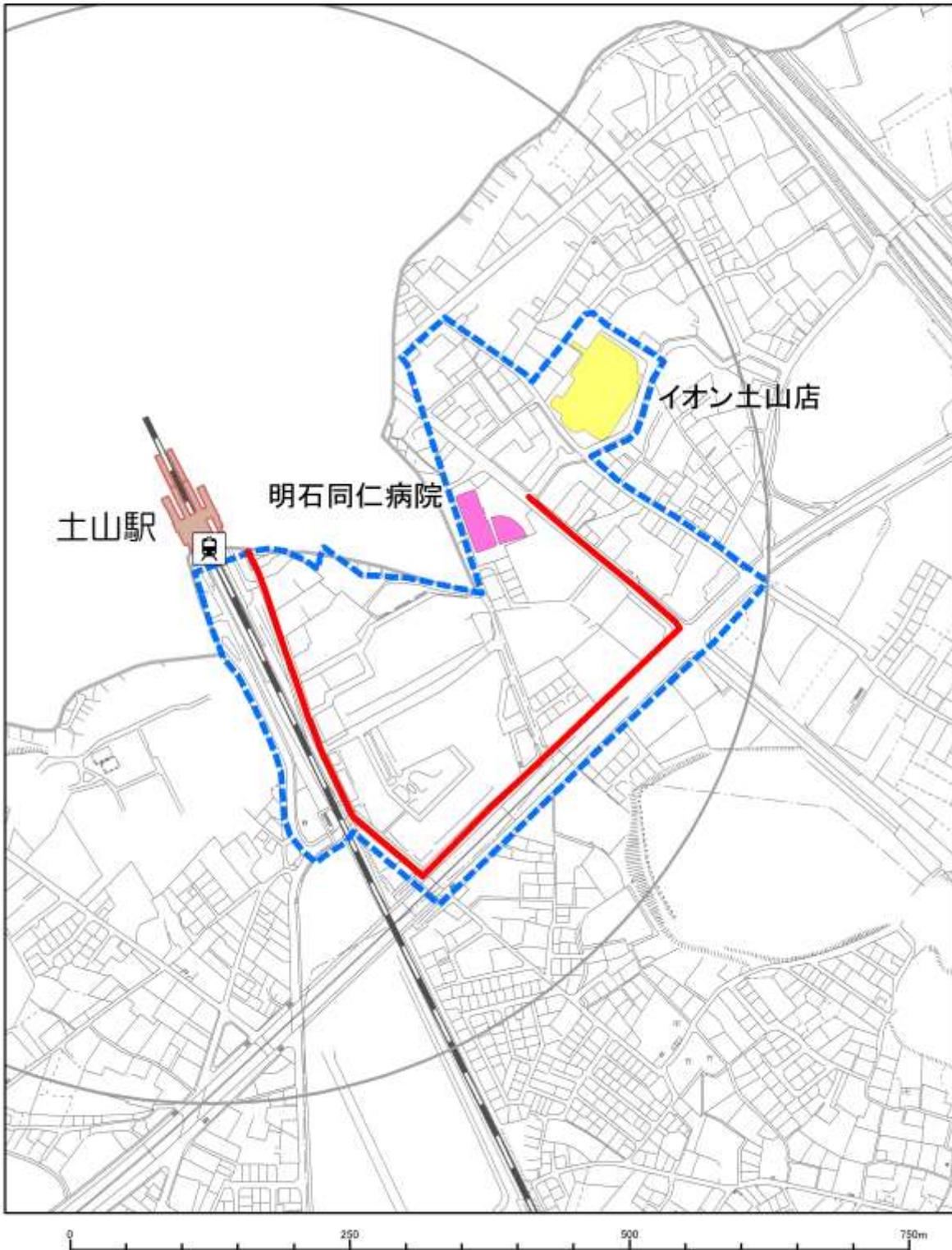
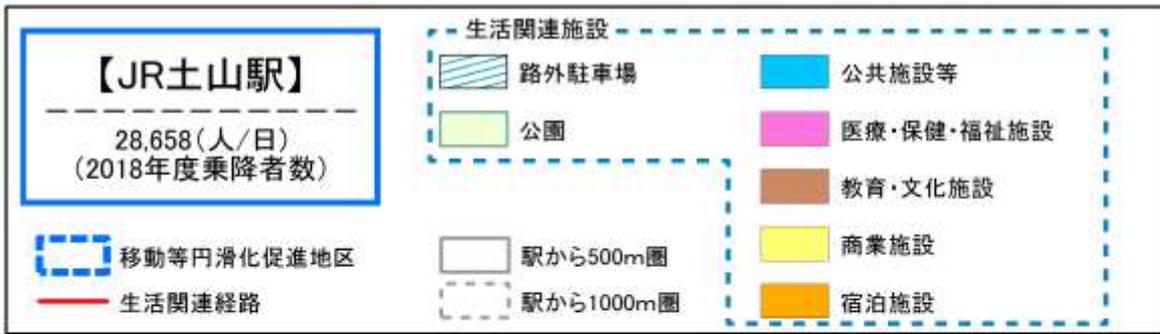
路側帯のカラー舗装化

(3) 地区の主な課題

- 交通量が多い駅北側の明石市道における歩行者と自動車の分離。
- 歩道整備に併せた点字ブロックの設置。
- 播磨町との連携によるユニバーサルデザインのまちづくり。

(4) 地区の整備方針

安全で安心な歩行空間を確保し、
播磨町と連携した駅周辺のユニバーサルデザインの推進



5.7 山陽電鉄西新町駅周辺地区

(1) 地区特性

山陽電鉄本線連続立体交差事業（第2期）の実施、幹線道路網や駅周辺の整備などにより、多様な地域特性を活かした活力と魅力あるまちづくりが進められています。

駅北側には医療施設、南側には税務署や警察署といった公共施設が立地しています。

(2) 地区のバリアフリー状況

- 駅は、連続立体交差事業により、エレベーターの設置、誘導ブロックの整備、多目的トイレ等を整備し、バリアフリー化済み。
- 駅北側にユニバーサルデザインの駅前広場を整備。
- 駅周辺の鉄道の側道において、バリアフリー化された歩道を整備。



バリアフリー化された駅



ユニバーサルデザインの駅前広場



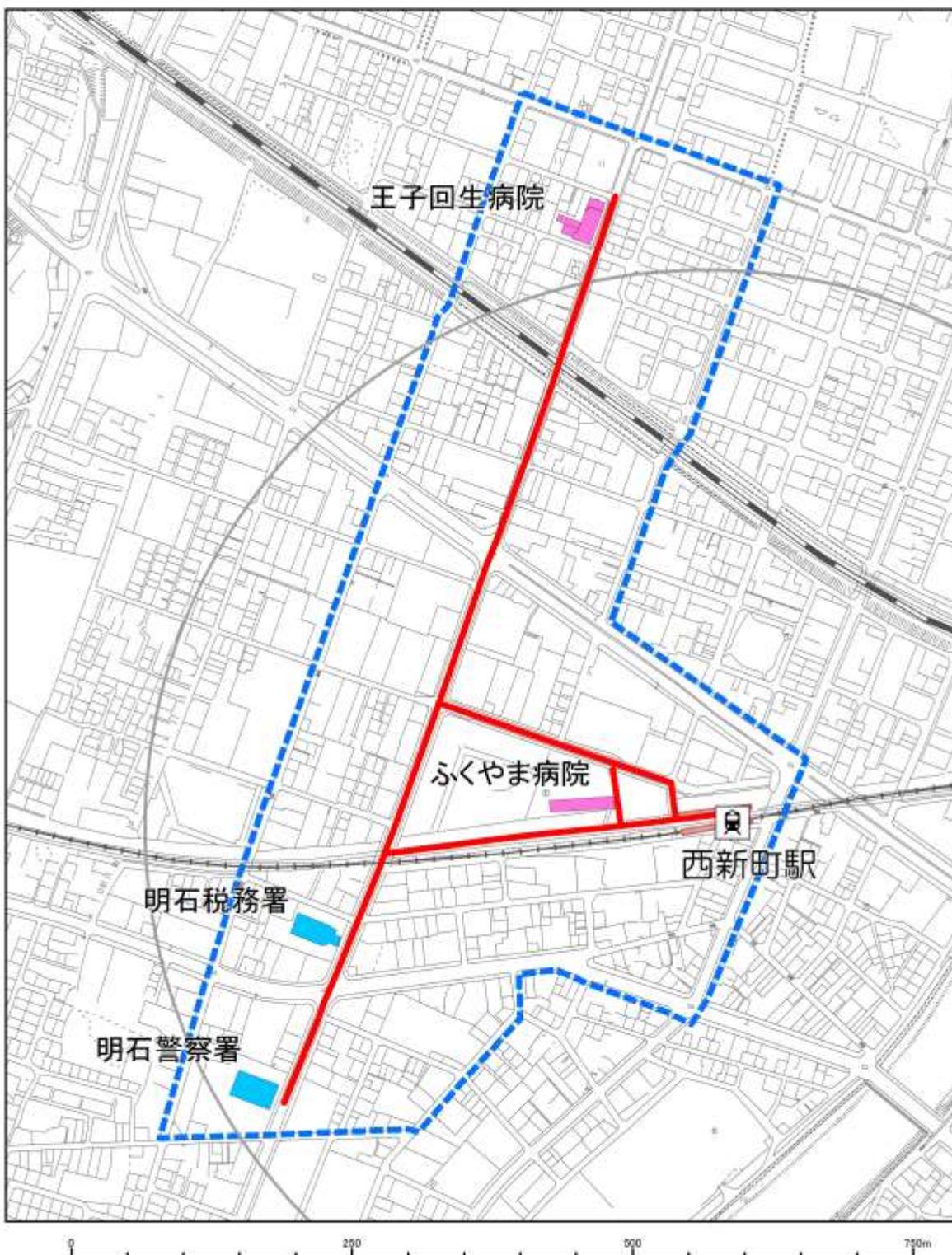
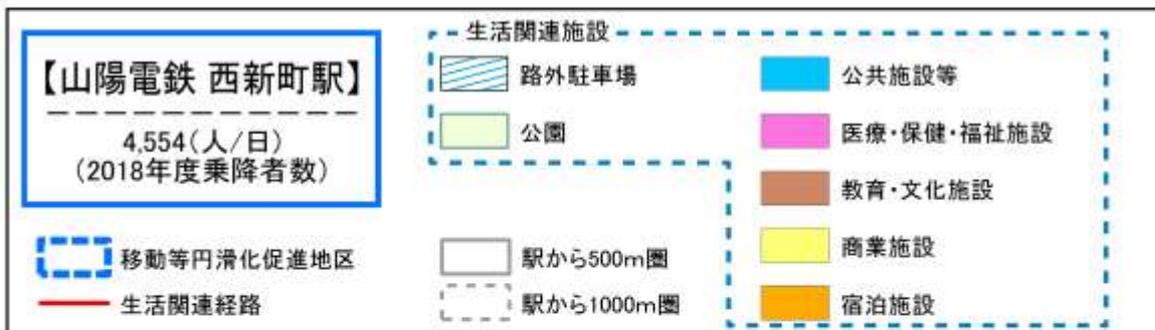
鉄道沿いに整備された歩道

(3) 地区の主な課題

- 駅周辺以外の道路における、点字ブロックの設置、段差や舗装面の凹凸等のバリアフリー化。
- 生活関連施設と歩道の連続性の確保。

(4) 地区の整備方針

駅周辺のユニバーサルデザインのまちづくりを
周辺地域にも拡大し、安全で安心なまちづくりの実現



5.8 山陽電鉄林崎松江海岸駅周辺地区

(1) 地区特性

駅周辺には中低層の住宅地が形成されています。駅北側には、市民を対象とした各種福祉サービス拠点となる総合福祉センターが立地していることから、高齢者、障害者などが多く訪れる地区です。

(2) 地区のバリアフリー状況

- 駅は、幅広改札やホームに内方線付点字ブロックの設置、インターホンの改善等を実施。
- 駅から総合福祉センターまでの移動経路の交差点に音響信号とエスコートゾーンを設置。
- 総合福祉センターに新館を新設し、福祉拠点としての機能を強化。



駅のインターホン



音響信号とエスコートゾーンの設置



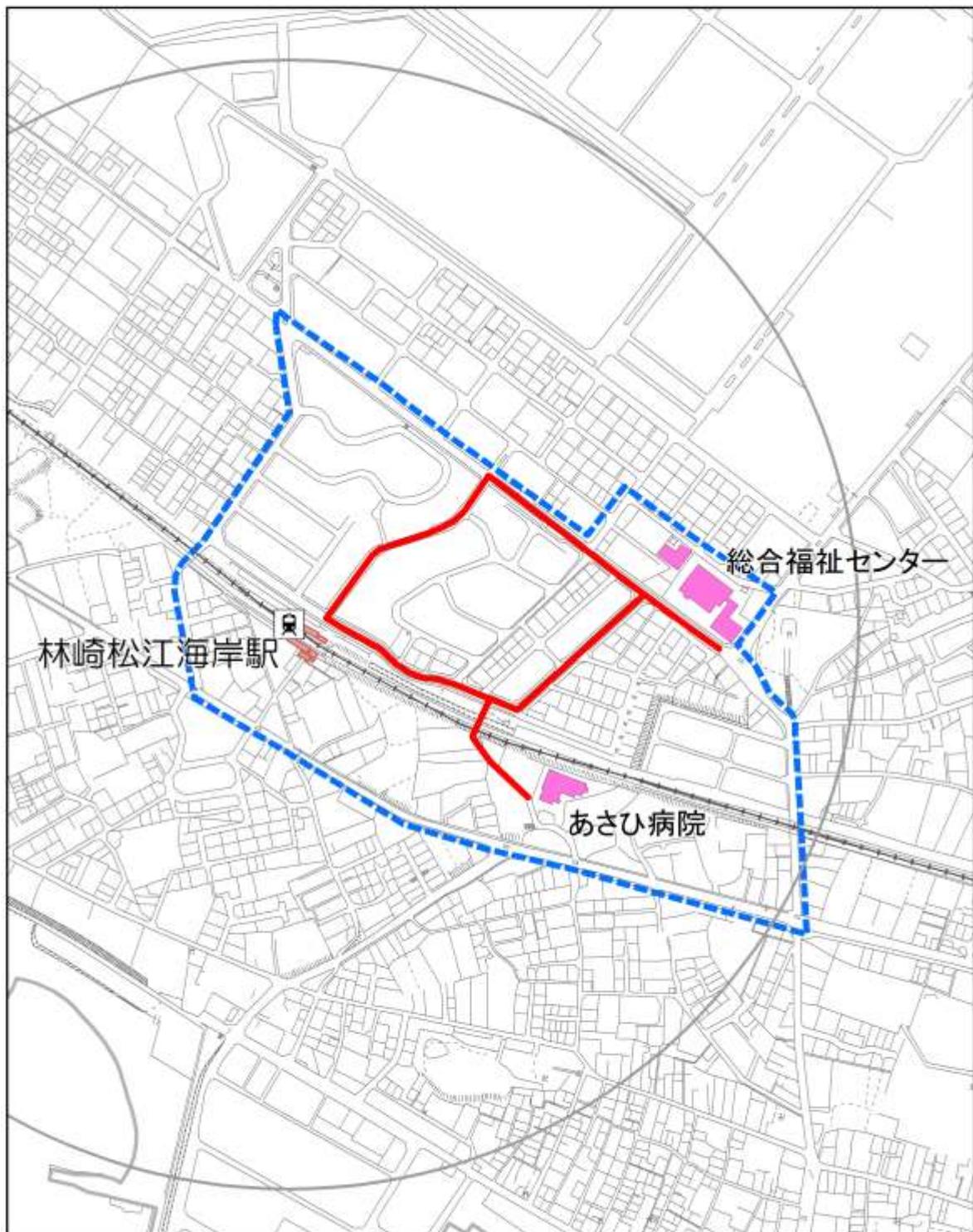
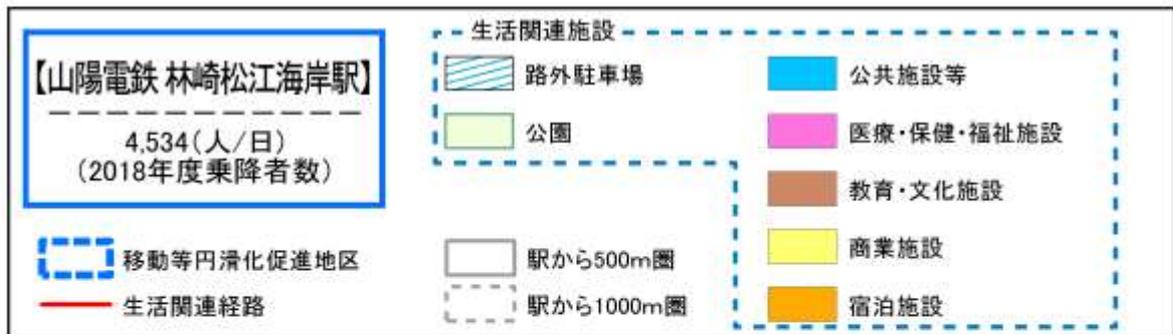
総合福祉センター新館

(3) 地区の主な課題

- 駅構内でのホーム間の移動は、階段のみの地下通路しかなく、南側改札口から北側改札口に行くには400m迂回する必要があるため、バリアフリー化された経路の確保。
- 駅の多目的トイレの整備。
- バリアフリー化が図られている経路もあるが、一部区間における点字ブロックの設置、有効幅員の確保、段差や勾配等の改修。

(4) 地区の整備方針

市の福祉拠点として、先導的なユニバーサルデザインのまちづくりを推進



5.9 山陽電鉄中八木駅周辺地区

(1) 地区特性

駅の北東側に、土地区画整理事業による低層住宅地が立地し、ゆとりと潤いのある住環境の形成が進められており、今後の人口増加が見込まれる地区です。

また、駅北側には、明石医療センター、明石市夜間休日応急診療所といった医療施設が立地しています。

(2) 地区のバリアフリー状況

- 駅は、駅構内に多目的トイレを設置。
- 駅から医療施設までの一部の歩道については、点字ブロック設置済み。



整備された歩道



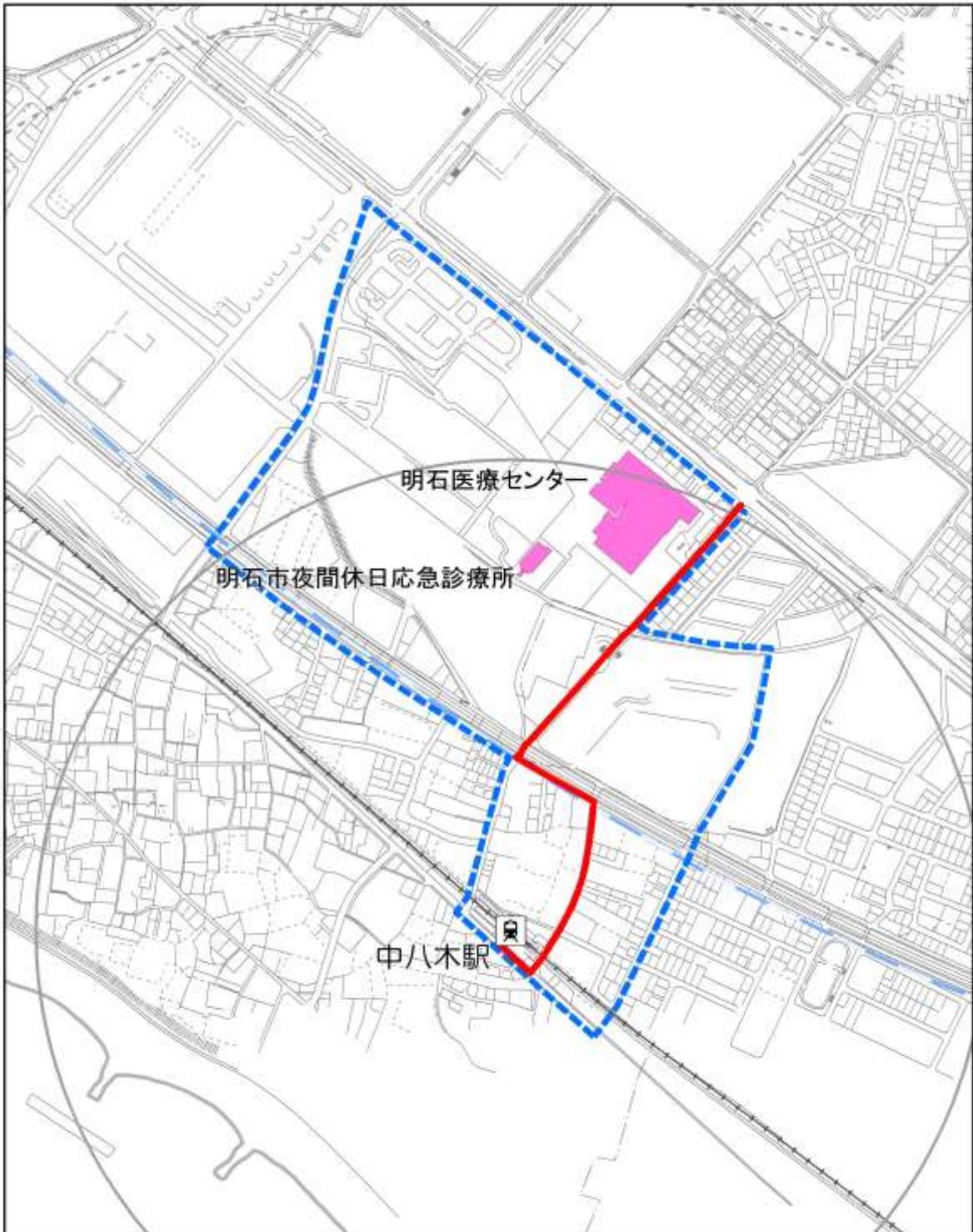
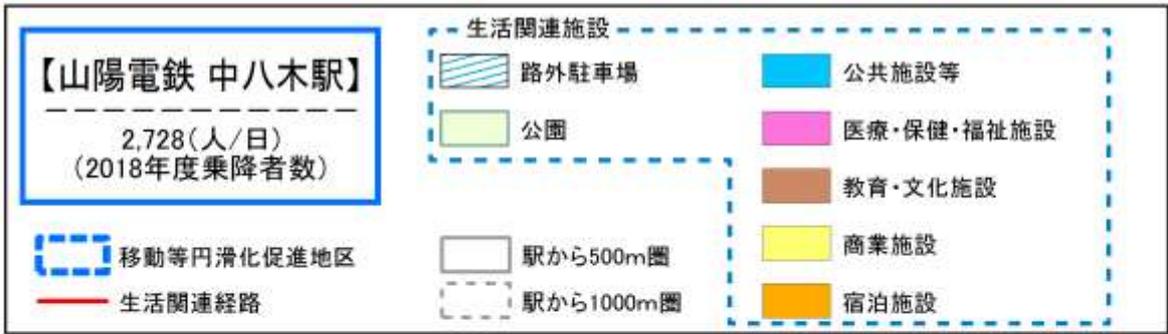
駅構内の多目的トイレ

(3) 地区の主な課題

- 駅構内でのホーム間の移動は階段しかなく、移動円滑化された経路の確保。
- 駅から医療施設への移動経路のバリアフリー化。

(4) 地区の整備方針

駅と医療施設を結ぶ経路のバリアフリー化を契機とした
ユニバーサルデザインのまちづくりの推進



5.10 山陽電鉄東二見駅周辺地区

(1) 地区特性

駅を中心に住宅街や商店街が形成されており、マンション開発等により、駅周辺の人口は増加傾向です。また、臨海部に大規模な工業地域があり、通勤者を中心に駅を利用する人が多い状況です。

駅南側には、福祉・子育て施設であるふれあいプラザあかし西が立地し、障害者や子育て世代に利用されています。

(2) 地区のバリアフリー状況

- 駅は、エレベーターの設置、ホームと車両の段差解消、点字ブロックの設置、階段2段手すりの設置、多機能トイレ等のバリアフリー化を実施。
- 駅北側に駅前広場を整備し、交通結節点の機能を強化。
- 駅から市民センター等への移動経路に歩道橋、エレベーターを整備。



駅構内のエレベーター



駅南のデッキ通路



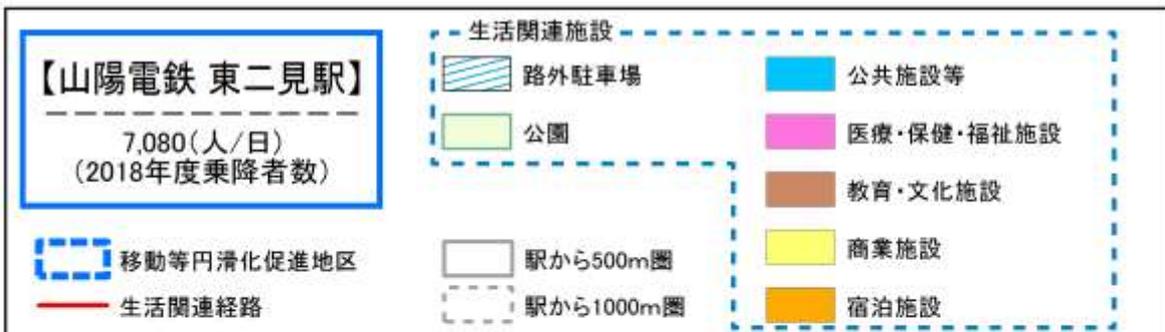
駅北の広場

(3) 地区の主な課題

- 駅周辺は歩道のバリアフリー整備が実施されているが、それ以外の区間における、点字ブロックの設置、段差や舗装面の凹凸等の改修。
- 施設のバリアフリー化や、生活関連施設と歩道の連続性の確保。

(4) 地区の整備方針

駅から福祉施設への移動経路の確保によるまちの安全性向上やにぎわいづくりをめざしたユニバーサルデザインのまちづくり



5.11 山陽電鉄西二見駅周辺地区

(1) 地区特性

駅南側は、駅の新設に伴う土地区画整理事業により、大規模商業施設が複数立地する商業地とそれを取り囲む住宅地が形成され、地区計画による良好なまちなみ形成が進められています。

また、駅東側には医療・福祉施設等が立地しています。

(2) 地区のバリアフリー状況

- 駅は、新設時に、エレベーターの設置、誘導ブロックの設置、階段2段手すりの設置、多機能トイレ等を整備。
- 駅の新設にあわせて、駅の南北に駅前広場や駅へのアクセス道路を整備し、交通結節点の機能を強化。



バリアフリー化された駅



駅前広場



駅周辺道路の整備

(3) 地区の主な課題

- バリアフリー化対応がされていない歩道における点字ブロックの設置、段差や舗装面の凸凹等の改修。
- 歩道未整備区間における歩行者の安全対策。

(4) 地区の整備方針

大規模商業施設の賑わいと、地域の暮らしが両立する
新たなユニバーサルデザインのまちづくり

